

第4期

瑞浪市 地域福祉計画



令和2年3月
瑞浪市

第4期瑞浪市地域福祉計画

瑞浪市

ごあいさつ



近年、わが国では少子高齢化の一層の進行や人口減少社会の到来、価値観の多様化により、家庭や地域における人間関係が希薄化し、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもり、孤独死などの社会問題、8050問題やダブルケアといった複合的な課題などが生じてきています。

こうした社会状況のなかで、市民と行政の協働により、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境、障がい者が自立し、いきいきと安心して生活できる環境を整え、誰もが安心で快適な生活を送れるよう、互いに助け合い、支え合っていく体制づくりが求められています。

この「第4期瑞浪市地域福祉計画」は、令和6年度までの地域福祉に関する施策を推進していくため、第1期から第3期瑞浪市地域福祉計画の基本理念である「共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり」を継承しつつ、これまでの取組みの評価を行うとともに、市民アンケート、地域福祉懇談会、福祉団体ヒアリングなど、多くの市民の皆様にご参加いただく中で、新たな課題やニーズを踏まえた計画として策定いたしました。

本計画実現のために、今後も市民の皆様とともに、地域でのつながりを大切にし、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んで参りますので、なお一層のご支援、ご協力ををお願いいたします。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉計画推進委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

瑞浪市長 水野光二

目次

第1章 計画策定の概要	1
　　第1節 計画策定の趣旨と計画期間	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 地域福祉とは	5
4. 計画の位置付け	7
5. 計画期間	10
6. 計画の策定体制	10
第2章 市の現状と課題	12
　　第1節 人口等の状況	12
1. 人口の状況	12
2. 福祉関連の状況	15
3. 支援等を要する人の状況	25
　　第2節 本市における地域福祉に関する主要課題	26
1. 第3期瑞浪市地域福祉計画の検証より	26
2. 統計データ、各種調査より	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
　　第1節 計画の視点	30
1. 計画の基本的視点	30
　　第2節 計画の将来像と基本的方向	31
1. 地域福祉の将来像	31
2. 計画の基本的方向	31
　　第3節 基本理念	33
1. 地域福祉の基本理念	33
2. 基本目標	34

3. 施策体系	35
第4章 施策の展開	38
基本目標1 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう	
～みんなで地域活動へ参加しよう！～	38
1. 福祉に対する市民の意識づくり	38
2. 地域における交流や生きがいづくりの推進	43
3. 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	50
4. ボランティア・市民活動団体の活動の推進	52
基本目標2 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう	
～みんなで支え合い、助け合おう！～	56
1. 地域における活動組織のネットワークづくり	56
2. 地域のつながりを支える団体などの活動推進	59
基本目標3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう	
～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～	62
1. 分野横断的な支援体制の充実	62
2. 情報提供の充実	68
3. 福祉の人材確保	71
4. サービスの質の向上	73
5. 権利擁護の推進	74
6. 生活環境の整備	78
7. 防災・防犯などに備えた体制の整備	83
基本目標4 自殺予防のまちづくりを進めよう	
～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～	87
1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進	87
2. 自殺予防に関する3つの重点施策の推進	93
第5章 計画の推進	97
第1節 計画の推進	
1. 参加と協働による計画の推進	97
2. 社会福祉協議会との連携	97

3. 進行管理方法	97
第2節 計画の普及啓発と実践	98
1. 市民への計画の普及	98
2. 事業者などへの計画の普及	98
3. 地域における計画の推進	98
4. 地域福祉推進の基盤づくり	98
参考資料	99
瑞浪市地域福祉計画推進委員会規則	99
瑞浪市地域福祉計画推進委員会名簿	101
計画策定の経緯	102
パブリックコメント結果	103
語句説明	103

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と計画期間

1. 計画策定の趣旨・背景

日本全体で人口減少や少子高齢化が進む中で、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著となっています。

その結果、8050問題やダブルケアといった複合的な課題など、これまでのように対象者ごとの縦割り的な制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な新たな課題が出現しています。

そこで、国は、高齢者支援として推進してきた、分野・主体間を越えた連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みとして深化・推進させるため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「医療法」と共に、「社会福祉法」の一部改正を行いました。

「社会福祉法」の改正（平成30年4月1日施行）により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置付けられると共に、計画の策定が努力義務化されました。

また、計画に記載すべき2つの追加事項として、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（16項目）と、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が示されました。

こうした動向の中で、これからのが国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』が打ち出されました。

これは、「人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、地域において、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要となっている。このようつながりのある地域をつくる取り組みは、自分の暮らす地域をよりよくしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域のさまざまな資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す」という考えに基づいたものであり、国は、『地域共生社会』を次のように説明しています。

『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会

また、先進国の中でも多いといわれる自殺者への対策も喫緊の課題となっていますが、経済・生活問題に起因する自殺が急増しており、社会的な要因が大きいとみられることから、自殺対策は個人だけではなく、社会全体で取り組むべき課題の一つとなっています。

我が国の自殺者数は、減少傾向にあるものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、大きな社会問題となっています。

そこで、国は、社会全体で自殺対策を充実させていくため、平成28年に、「自殺対策基本法」を改正すると共に、平成29年に、「自殺総合対策大綱」の見直しを行いました。なお、「自殺対策基本法」の改正により、市町村自殺対策計画の策定が義務化されています。

厚生労働省が示している「市町村自殺対策計画策定の手引」(平成29年11月)では、地域福祉計画等の一部として策定することも可能とされており、本市では、自殺対策計画を包含したものとして、第4期瑞浪市地域福祉計画として策定します。

2. 計画の法的根拠

瑞浪市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「瑞浪市障害者計画」、「瑞浪市子ども子育て支援事業計画」などこれまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を地域福祉計画の中で明らかにすることが求められています。このため本計画では、福祉分野に共通する理念や福祉ビジョンを定めると共に、「自助・共助・公助・互助」の観点から取り組むべき基本方向を定めるものとします。

なお、次に示す改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）を踏まえた計画とします。

◆社会福祉法の抜粋■

(市町村地域福祉計画)

- 第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

自殺対策に目を向けると、国は、平成18年10月に「自殺対策基本法」を施行し、平成19年6月に「自殺総合対策大綱」を策定しました。その後、平成24年8月に大綱の全体的な見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを提示しています。

平成28年3月には、自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村に対する「自殺対策計画」の策定義務や、地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する自治体に対し、国から交付金を交付すること、自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、自治体は啓発活動及び相談事業の展開とふさわしい事業の実施に努めています。

「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の見直しでは、「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」などを重点施策として掲げ、数値目標として自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに平成27年比30%以上減少させることを掲げています。

本市においては、みずなみ健康21（第2次）の中で、こころの健康に関する施策を展開し、自殺のない社会に向けて取り組んできましたが、一層の自殺対策を推進

するために、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、新たな大綱のもと、自殺対策推進の方向性等を示すため、「瑞浪市自殺対策計画」を策定するものです。

◆自殺対策基本法（抜粋）◆

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

◆自殺総合対策大綱（基本方針）◆

- ①生きることの包括的な支援として推進する
- ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④実践と啓発を両輪として推進する
- ⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

3. 地域福祉とは

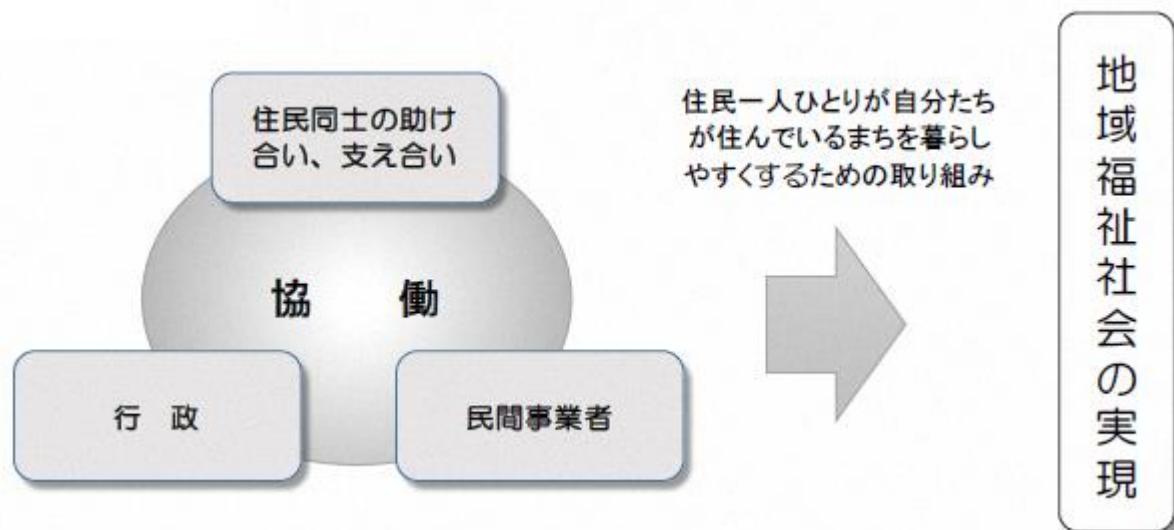
近年、人口の減少、少子高齢化や核家族化、生活スタイルの変化などを背景に、これまで地域において培われてきた「個人と地域との絆」が希薄になってきています。さらには、一人暮らしの高齢者や障がい者など支援を必要とする市民が増加すると共に、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもり、孤独死など新たな社会問題が多く生じてきています。

こうした地域の問題を解決したり、日常生活における自立を支援したりするには、行政による福祉サービスだけでは対応が難しいこともあります。

安心して子育てができる環境、高齢者や障がい者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会を実現するためには、地域全体が一体となって生活上の不安や課題の解決を図り、地域で暮らす人々がお互いに助け合い、支えあっていくことが大切です。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合うことができる関係をつくり、地域住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪としながら、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために取り組んでいくことが地域福祉です。

◆地域福祉とは◆



○ 「地域」の範囲の捉え方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲はさまざまな大きさが考えられます。

○ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するための地域の考え方（3区分）

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲はさまざまですが、助け合い、支え合いの仕組みづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区などの地域が主に考えられます。

しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いの仕組みもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟に捉えていきます。

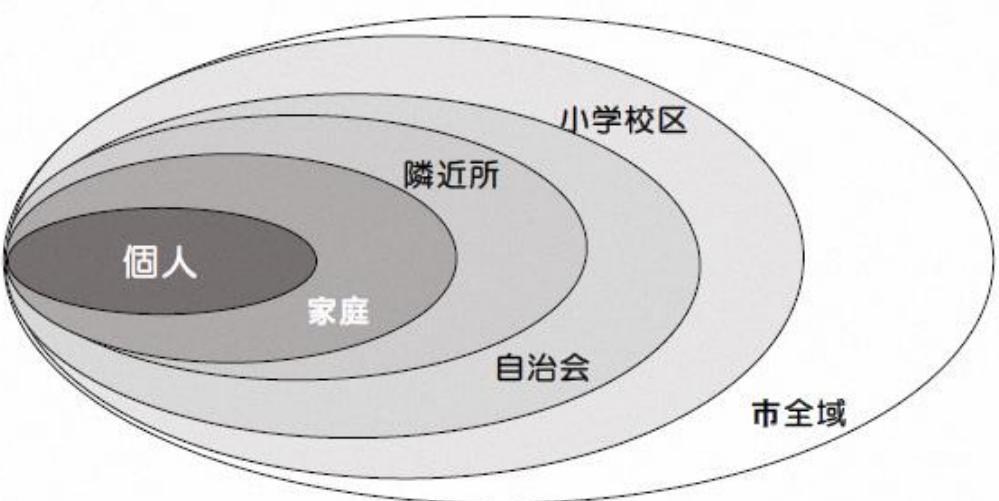
《近隣地域》………自治会、組、班など

《地区》………小学校区

《全市》………市全域

本市においては、旧小学校区の8地区（瑞浪地区、土岐地区、稻津町、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区、陶町）の圏域単位で区長会とまちづくり推進組織を核とした地域づくりが行われており、福祉分野においても福祉委員の活動も同じ単位で行われています。今後もこの8地区を基本とした「我が事・丸ごと」の地域づくりに対する支援を行っていきます。

◆地域の考え方◆



4. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第6次瑞浪市総合計画」の個別計画としての性格を持っており、将来都市像である「幸せ実感都市みずなみ～ 共に暮らしあわせ 共に育ち 共に創る～」を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

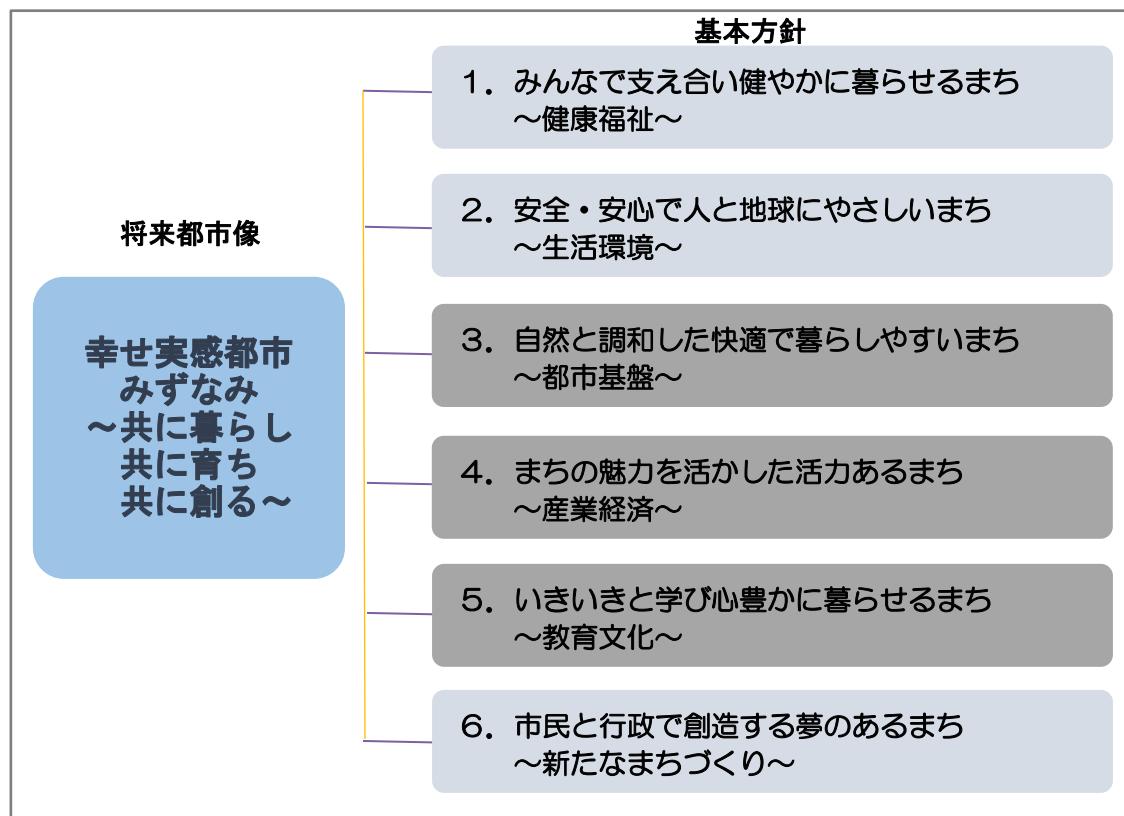
本市における分野別の福祉施策については、それぞれの個別計画に基づいて推進していきます。本計画は、それらの計画の上位計画として、地域福祉に関連する共通の取り組みなどを明らかにすると共に、さらに必要な取り組みを加えたものとし、市民の参画と協働を促しながら、市民生活全般に渡る福祉の向上を図ることを目的としています。

自殺対策については、先述の通り、平成28年4月に自殺対策基本法の改正があり、その示す基本方向は維持しつつ、自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性がうたわれています。自殺対策においては、地域社会の中で地域住民やさまざまな専門機関、行政が密接に連携できる「包括的な支援」の仕組みづくりが重要であるとされ、また、法の求めから、その実現に向け、今後の自殺対策の方向性を示すこととします。

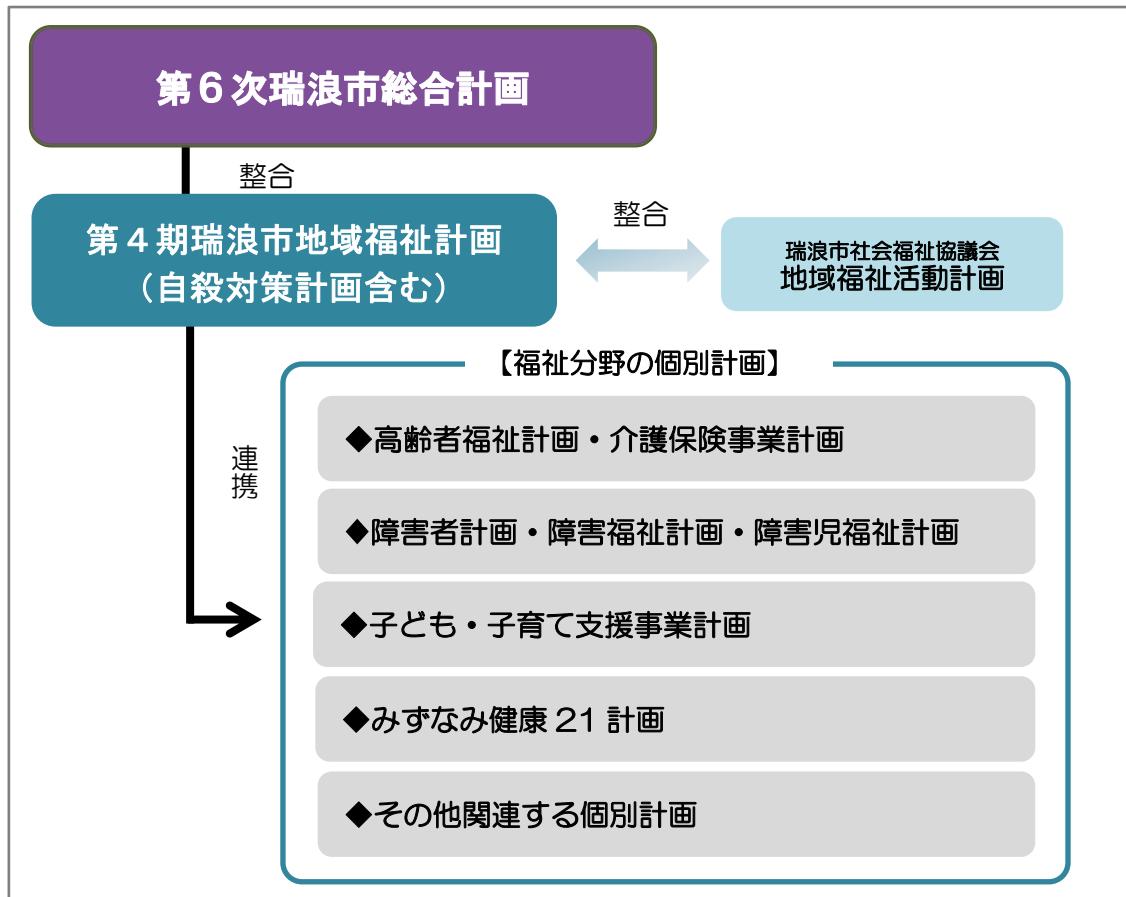
「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられます。

「地域福祉計画」が行政計画として、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画として、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。

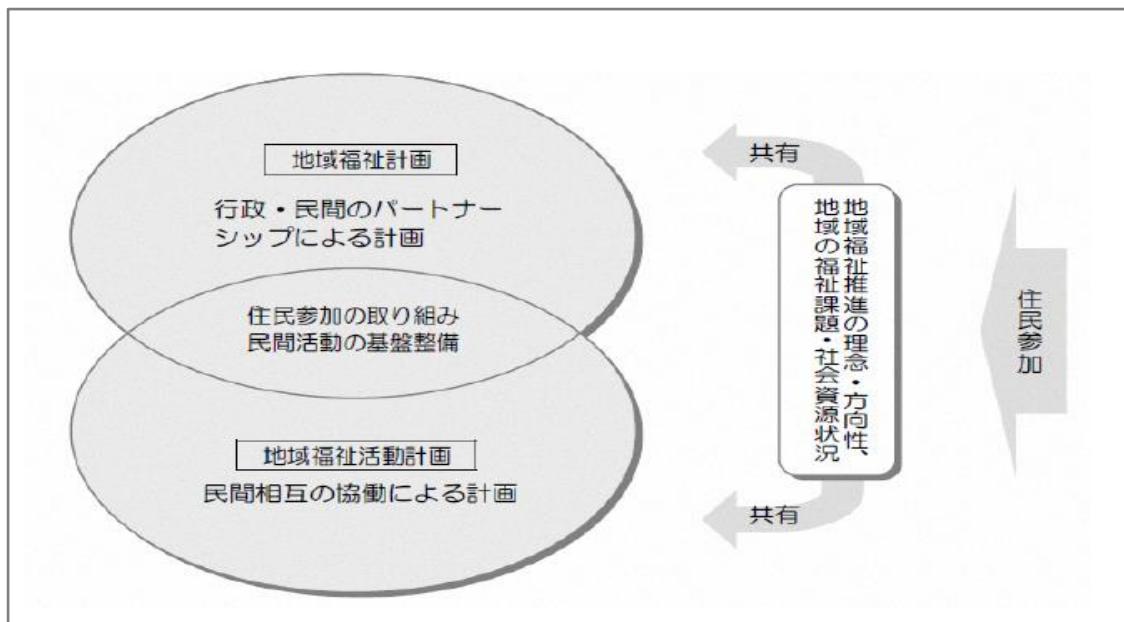
◆第6次瑞浪市総合計画の体系◆



◆地域福祉計画と他計画との関係◆



◆地域福祉活動計画との関係◆



5. 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国、県などの動向を踏まえて、また、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

◆計画期間◆

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計画										
第3期瑞浪市地域福祉計画										
第4期瑞浪市地域福祉計画										

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、市民アンケート、地域懇談会、地域福祉活動団体アンケートを実施すると共に、策定段階からの積極的な住民参加を図るため、推進委員会での協議・検討を行いました。

また、一部の取り組みについては社会福祉協議会との連携のもと実施しました。

(1) 市民アンケートの実施

市民が考える福祉サービスの利用上の問題・課題、福祉サービスに対するニーズ、地域活動への参加状況、地域活動を通じたコミュニティ形成などについて把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

①調査対象

- ・20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人
- ・市内の中学生300人（中学2年生）

②調査期間・方法

平成31年2月～3月

成人：郵送による配布、回収

中学生：学校での直接配布、回収

③配布・回収状況

項目	市民	中学生
有効配布数	1,000 件	300 件
有効回収数	446 件	287 件
有効回収率	44.6%	95.7%

(2) 「福祉懇談会」の開催

市民アンケートでは把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、市内8地区において民生委員・児童委員、福祉委員など、地域住民の参加による「福祉懇談会」を開催し、グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行いました。

(3) 「ワーキング会議」の設置

地域福祉の総合的な推進を図るため、庁内の関係部署を横断的に組織し、第3期計画における行政の取り組みの整理、関連諸計画における取り組みの整理、計画の見直しに向けた具体的取り組みの検討を行いました。

(4) 「瑞浪市地域福祉計画推進委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「瑞浪市地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議検討を行いました。

(5) その他意見の聴取

幅広い分野からの具体的な意見を反映させるため、市内の福祉関係団体とのヒアリングを行いました。さらに、広く市民のみなさんからの意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 市の現状と課題

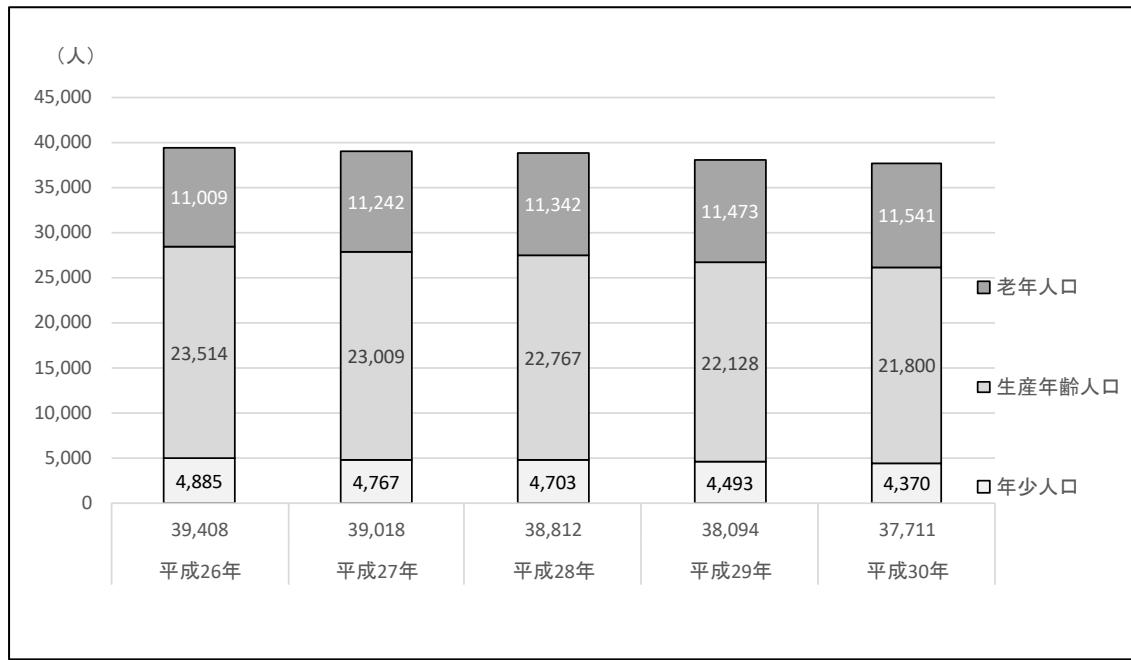
第1節 人口等の状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年以降において減少傾向にあります。

◆人口の推移◆



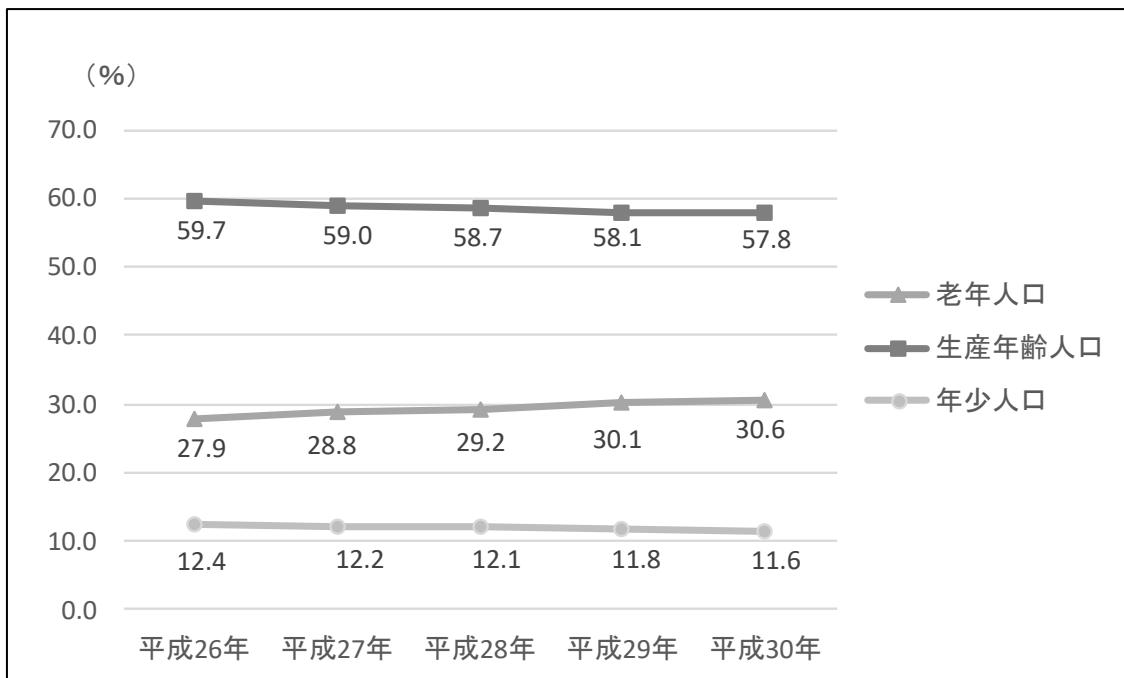
※各年 10月1日現在

資料：瑞浪市統計書

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

市の人口の年齢別割合の推移をみると、14歳以下の年少人口割合及び生産年齢人口割合は年々減少している一方、65歳以上の老人人口割合は増加しており、平成29年には3割に達しています。

◆年齢3区分別人口割合の推移◆



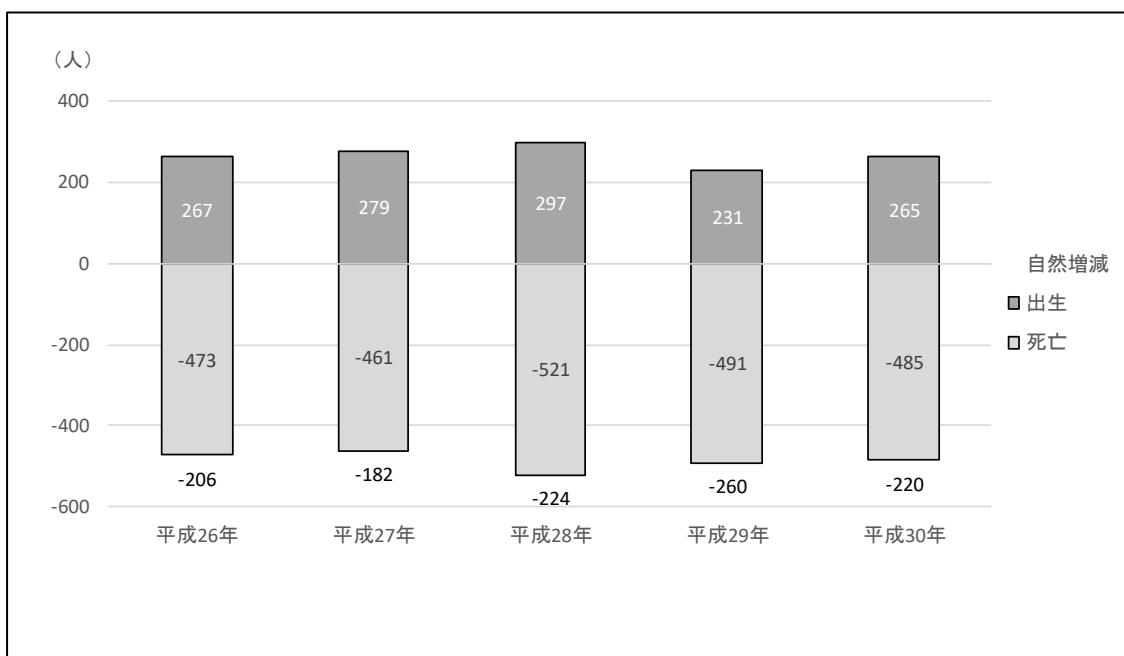
※各年 10月 1日現在

資料：瑞浪市統計書

(3) 自然動態人口の推移

自然動態人口は、平成 26 年以降において死亡が出生を大きく上回る自然減で推移しています。

◆自然動態人口の推移◆



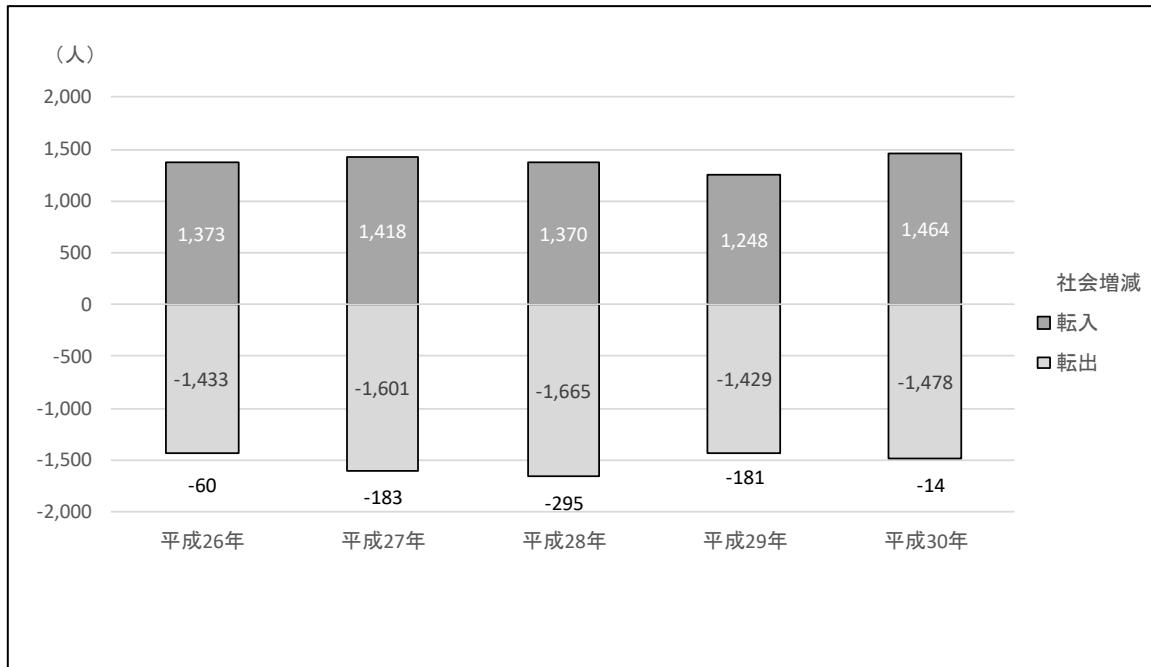
※各年 12月末日時点

資料：瑞浪市統計書

(4) 社会動態人口の推移

社会動態人口は、平成26年以降において転出が転入を上回る社会減で推移しています。

◆社会動態人口の推移◆



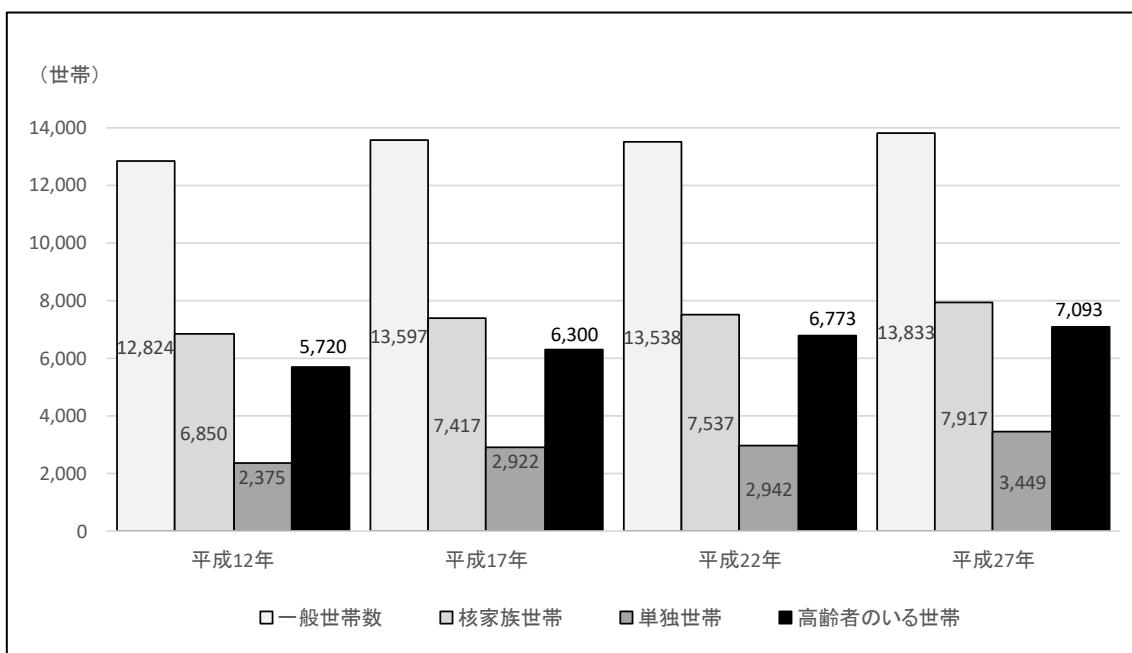
※各年 12月末日時点

資料：瑞浪市統計書

(5) 世帯構成の状況

一般世帯数は増加と減少を繰り返して推移していますが、核家族世帯数、単独世帯数、高齢者のいる世帯数は増加傾向で推移しています。

◆世帯構成の状況◆



※各年 10月 1日時点

資料：国勢調査

(6) 平均世帯人員の状況

1 世帯あたりの平均世帯人員は平成 26 年度以降において減少傾向で推移しており、核家族化が進行しています。

◆平均世帯人員の状況◆

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
平均世帯人員	2.60	2.60	2.54	2.53	2.49

※各年 10 月 1 日時点

資料：住民基本台帳

2. 福祉関連の状況

(1) 児童・生徒の状況等

①保育園の状況

本市における保育園の状況は以下のとおりです。

◆保育園の状況◆

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数	1,320	1,320	1,320	1,372	1,372
保育園児数	645	607	637	594	570
待機児数	0	0	0	0	0
0歳児保育※ 1	8	4	17	9	6
障がい児保育※ 2	3	7	4	4	22
延長保育※ 3	—	25	33	19	14

資料：社会福祉課

※ 1 各年 4 月 1 日時点園児数

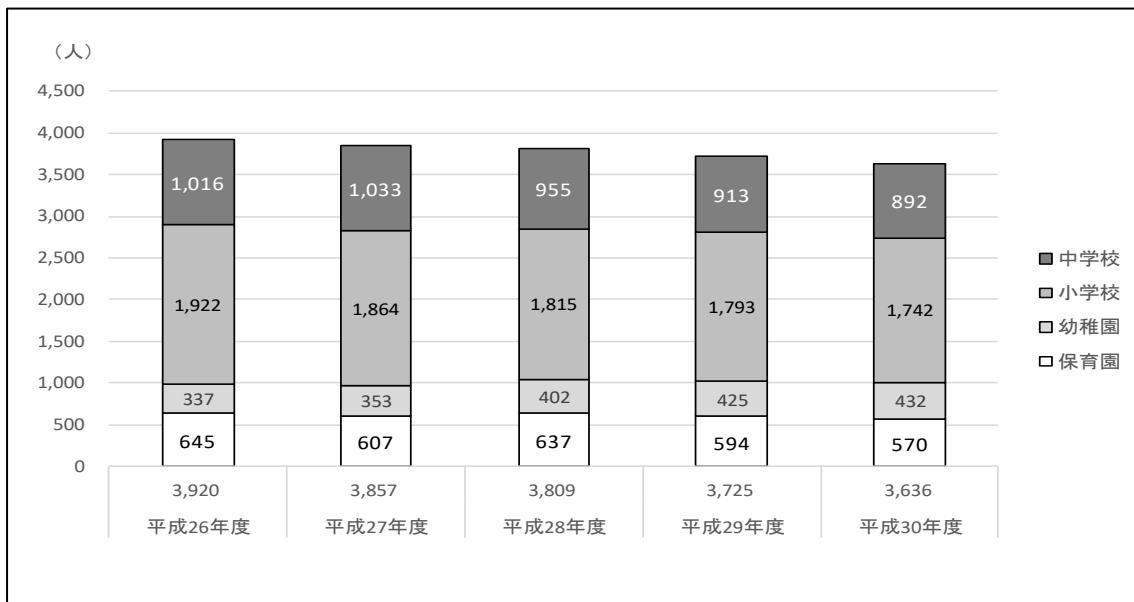
※ 2 各年 4 月報告 福祉行政報告例

※ 3 平成 26 年度については、基準が異なるため未記入

②在籍園児・児童・生徒数の推移

本市の在籍園児数、小学校及び中学校の生徒数はおおむね減少傾向で推移しています。

◆在籍園児・児童・生徒数の推移◆



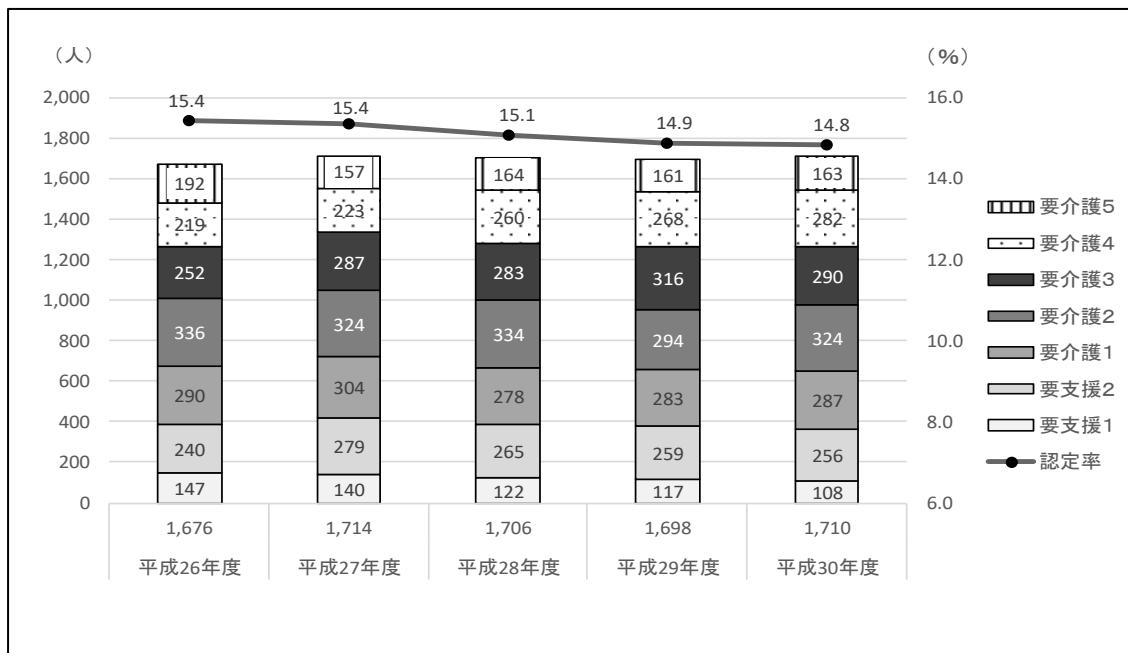
※特別支援学級等を含む

資料：社会福祉課、学校教育課

(2) 要介護等認定状況

介護保険における要介護・要支援認定者数の推移をみると、多少の増減を繰り返しほぼ横ばいで推移し、平成30年度の認定者数は1,710人となっています。

◆要介護等認定状況◆



※各年度末時点

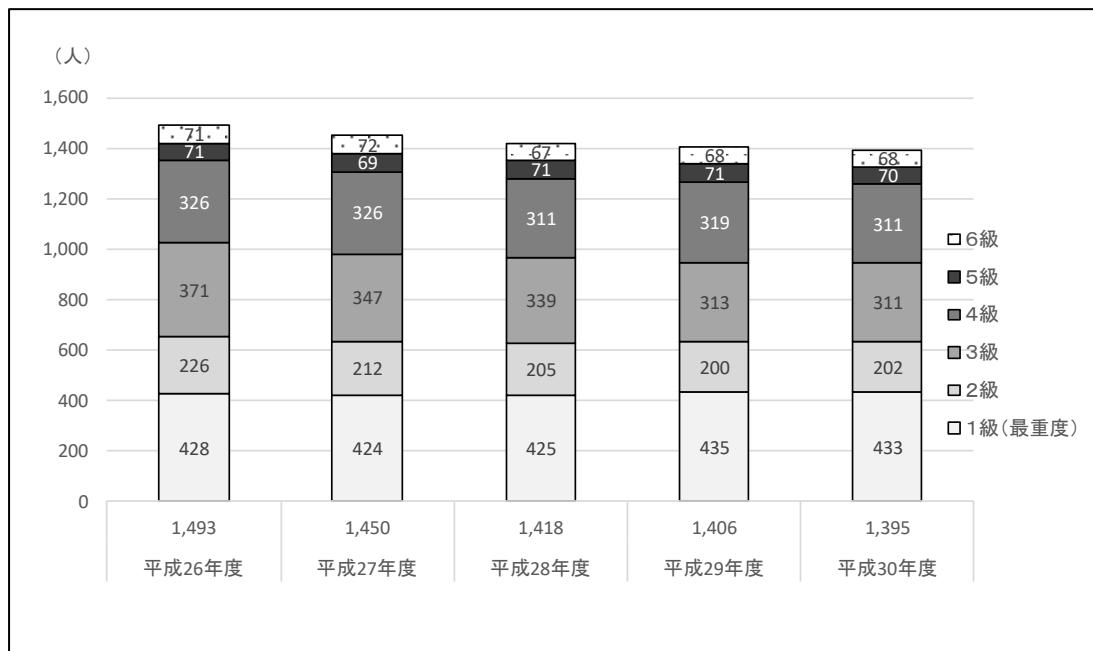
資料：介護保険事業状況報告

(3) 障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は、平成 26 年度以降において減少傾向で推移しています。

◆身体障害者手帳所持者の推移◆



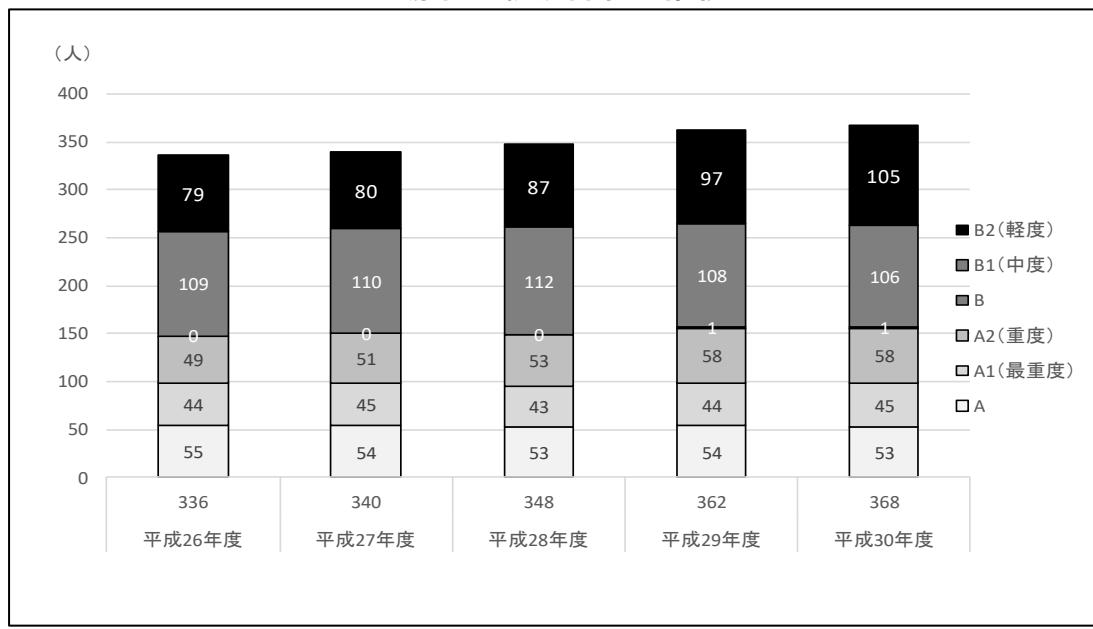
※各年度末時点

資料：社会福祉課

②療育手帳所持者

療育手帳所持者は平成 26 年度以降において増加傾向で推移しています。特に、B2（軽度）の増加が顕著となっています。

◆療育手帳所持者の推移◆



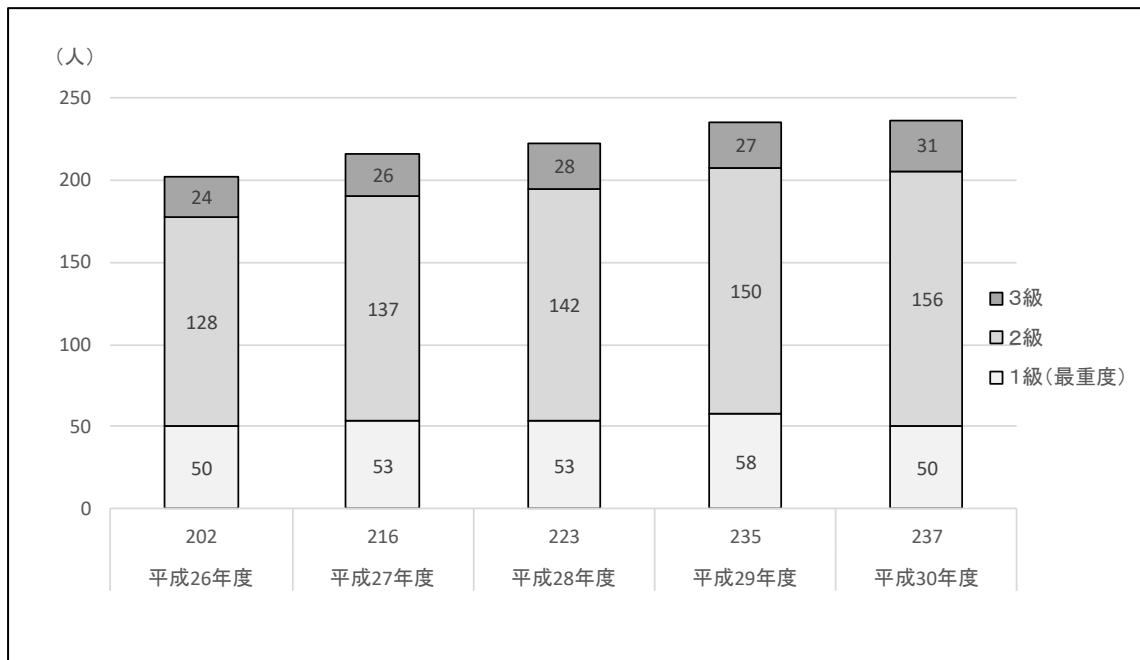
※各年度末時点

資料：社会福祉課

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成26年度以降において増加傾向で推移しています。特に、2級の増加が顕著となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆



※各年度末時点

資料：社会福祉課

(4) 地域福祉の状況

①民生委員・児童委員の状況

地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員数は下表の通りとなっています。

◆地区別民生委員・児童委員、主任児童委員数◆

地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	計
瑞浪地区	25	2	27
土岐地区	14	2	16
明世地区	6	2	8
稻津地区	7	2	9
陶地区	10	2	12
釜戸・大湫地区	10	2	12
日吉地区	10	2	12
合計	82	14	96

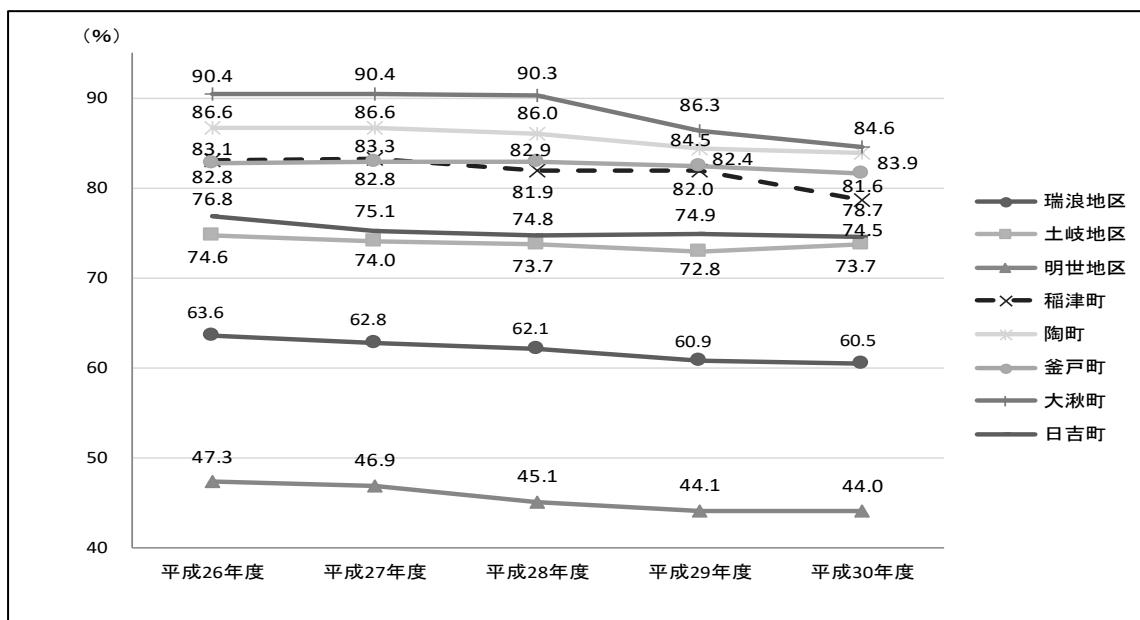
※令和元年度

資料：社会福祉課

②地区別自治会加入率の推移

自治会の加入率を地区別でみると、現状維持もしくは減少傾向で推移しており、加入率の高い大湫地区、陶地区と、加入率の低い明世地区では、40 ポイント程度の開きがあり、地域差は拡大の傾向にあります。

◆地区別自治会加入率の推移◆



※各年 4 月 1 日時点

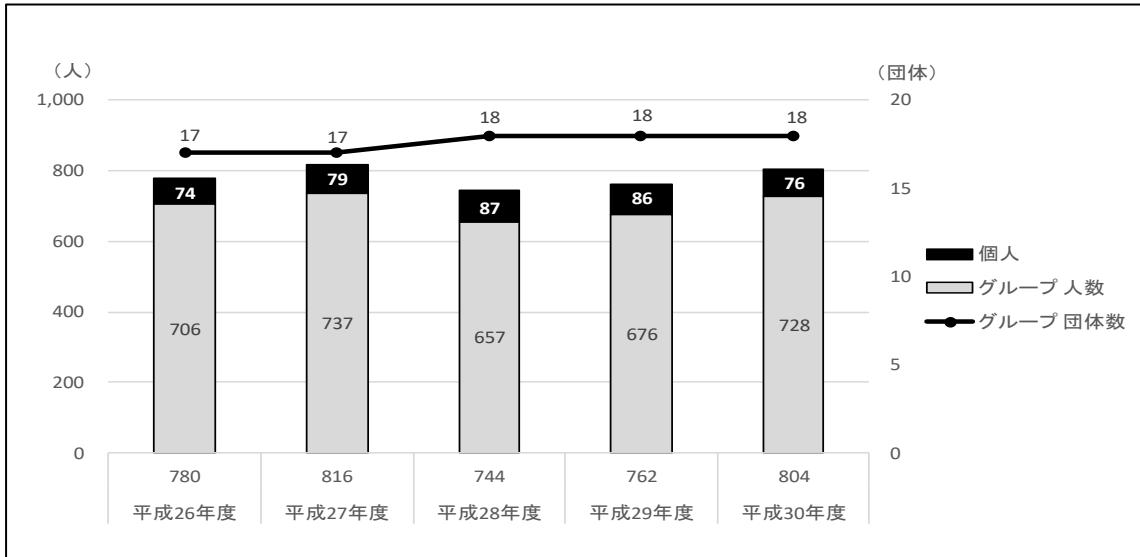
資料：市民協働課

③ボランティア団体等の状況

市のボランティアの活動状況についてみると、近年においてボランティア登録者数は個人では減少傾向、グループ人数は増加傾向にあります。

また、ボランティア団体登録数をみると、平成 26 年度以降においては 17~18 団体となっています。

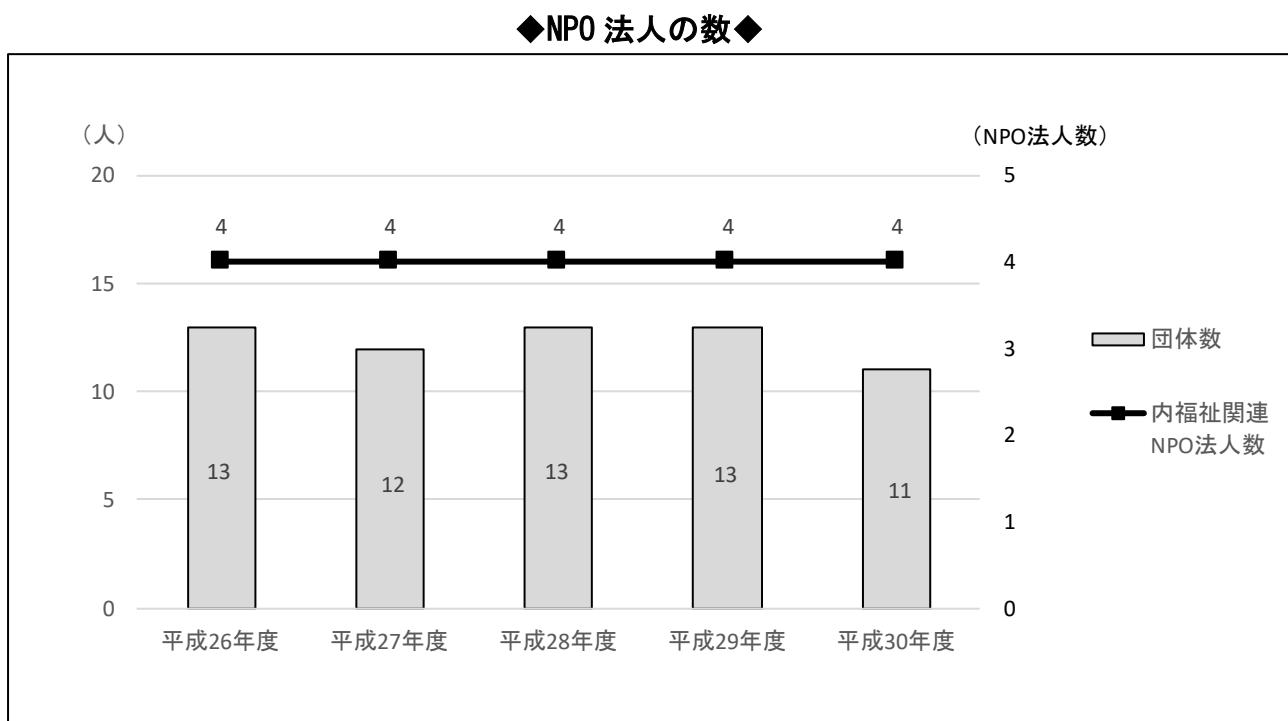
◆ボランティア団体等の状況◆



資料：瑞浪市社会福祉協議会

④NPO 法人の推移

NPO 法人は、平成 30 年度で 11 団体となっており、そのうちの 4 団体が福祉関連の活動を行っています。



資料：岐阜県

（5）高齢者福祉の状況

①シルバー人材センター登録者数

シルバー人材センターの登録者数は、平成 26 年度以降において 310~330 人台で推移しています。

◆シルバー人材センター登録者数◆

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	334	313	317	329	320

※各年度末時点

資料：瑞浪市シルバー人材センター

②地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センターの相談件数は、平成26年度以降において、おおむね減少傾向で推移しています。内訳をみると、来所の件数がやや多くなっています。

◆地域包括支援センター相談件数◆

(件)

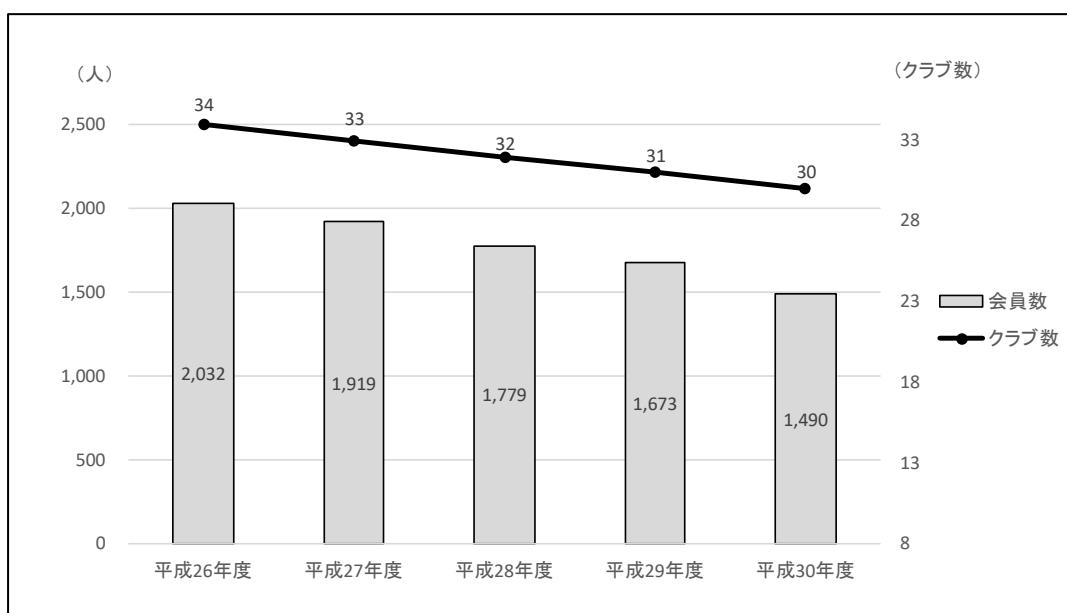
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問	1,749	1,697	1,768	1,586	1,369
	新規	235	281	255	363
	継続	1,514	1,416	1,513	1,063
来所	256	216	255	248	237
	新規	59	63	54	70
	継続	197	153	201	178
電話	1,729	1,641	1,556	1,315	1,279
	新規	83	109	101	106
	継続	1646	1532	1455	1209
計	3,734	3,554	3,579	3,149	2,885
	新規	377	453	410	539
	継続	3,357	3,101	3,169	2,610

資料：高齢福祉課

③長寿クラブ会員数の推移

長寿クラブ数と会員数の状況をみると、クラブ数、会員数は、減少しています。

◆長寿クラブ会員数の推移◆



※各年4月1日現在

資料：瑞浪市長寿クラブ

(6) 家庭児童相談件数

子どもや子育てに関する相談の件数をみると、平成26年度以降においておむね減少傾向にある一方、延べ数が増加傾向にあります。

◆家庭児童相談◆

(件)

	相談内容		平成26年 度	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度		
児童相談	養護	虐待	31	23	27	16	21		
		その他	10	7	4	10	14		
	保健		0	2	0	0	0		
	障がい		5	1	2	0	1		
	非行	ぐ犯	4	1	0	0	0		
		触法行為等	0	0	0	0	1		
	育成	性格行動	6	8	5	3	5		
		不登校	6	6	3	6	5		
		適性	0	0	0	0	0		
		育児しつけ	4	11	13	10	7		
	その他		1	4	1	3	0		
合計			67	63	55	48	54		
成人相談			24	27	30	19	26		
延べ相談件数			423	554	606	671	663		

資料：社会福祉課

(7) 社会福祉関連施設などの状況

市内の社会福祉関連施設は次のようになっています。

◆社会福祉関連施設など◆

(か所)

区分	施設種類	瑞浪地区	土岐地区	明世地区	稻津町	陶町	日吉町	釜戸町	大湫町
	地域福祉関係	1	0	0	0	0	0	0	0
	市民福祉センター	1	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者関係	2	2	0	2	1	2	1	0
	宅老所	0	0	0	1	1	0	0	0
	老人憩いの家	0	1	0	1	0	1	0	0
	養護老人ホーム	1	0	0	0	0	0	0	0
	自立ディサービスセンター	0	1	0	0	0	1	0	0
	地域包括支援センター	1	0	0	0	0	0	1	0
	介護保険関係	14	2	2	4	4	1	2	0
	通所介護事業所（デイサービスセンター）	6	2	1	2	3	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	5	0	1	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設	2	0	0	1	0	0	1	0
	介護老人保健施設	0	0	0	1	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	1	0	0	0
	介護療養型医療施設	1	0	0	0	0	0	0	0
	障がい者関係	8	1	1	2	2	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（訪問系）	2	0	0	0	0	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（日中活動系）	4	0	0	0	1	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（施設入所・短期入所）	1	0	0	1	1	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（共同生活援助）	0	0	1	0	0	0	0	0
	指定障害児通所支援事業所	1	0	0	1	0	0	0	0
	その他施設	0	1	0	0	0	0	0	0
	児童関係	12	5	1	3	2	2	3	0
	幼児園（保育園）	4	2	0	1	1	1	1	0
	小規模保育事業所	2	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童館（児童センター）	2	1	0	0	1	0	0	0
	放課後児童クラブ	3	1	1	1	0	1	1	0
	子育て支援センター	1	1	0	1	0	0	1	0
	その他	28	14	5	7	7	5	4	3
	幼児園（幼稚園）	3	2	0	1	1	1	1	0
	小学校	1	1	1	1	1	1	1	0
	中学校	1	1	0	1	0	0	0	0
	公民館	0	1	0	1	1	1	1	1
	医療機関	15	4	3	1	2	1	0	1
	医療機関（歯科）	8	5	1	2	2	1	1	1

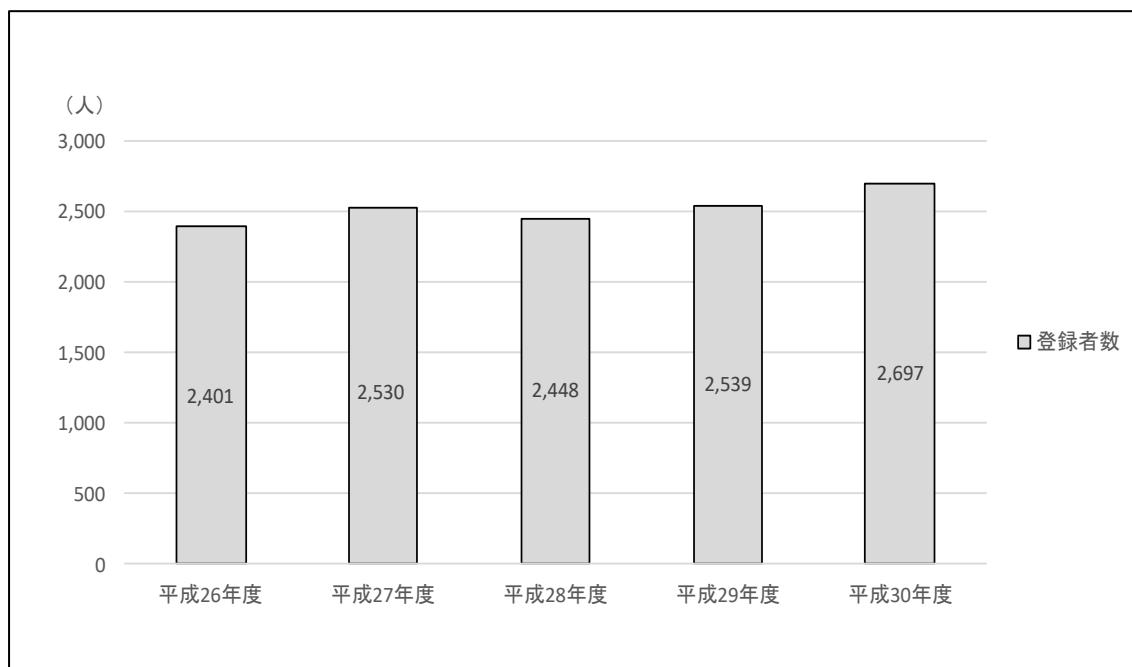
※令和元年10月1日時点

資料：高齢福祉課、社会福祉課、学校教育課・社会教育課・健康づくり課

(8) 避難行動要支援者登録の状況

本市における避難行動要支援者登録者数は、平成26年度以降においておおむね増加傾向で推移しています。

◆避難行動要支援者登録の状況◆



※各年 4月 1日時点

資料：社会福祉課

(9) 交流の場の状況

本市における子育て家庭、高齢者、障がい者が交流できる場の状況は以下のとおりです。

◆交流の場の状況◆

(か所)			
子育てサロン	高齢者サロン	障がい者サロン	認知症カフェ
3	158	1	5

※平成 30 年 7 月末日時点

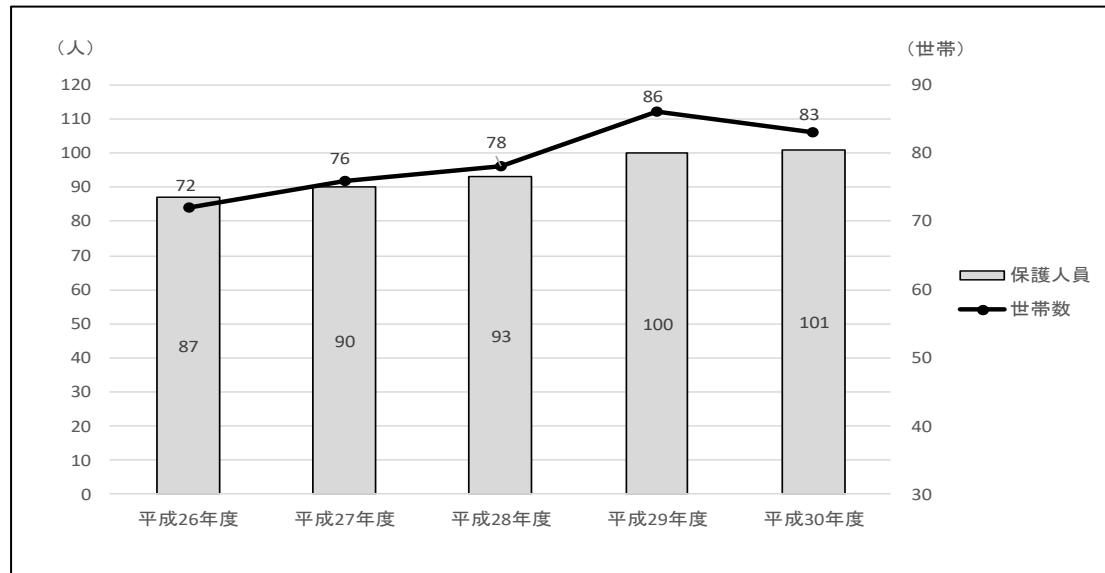
資料：社会福祉課、社会福祉協議会

3. 支援等を要する人の状況

(1) 生活保護の状況

本市における生活保護人員は、平成26年度以降において増加傾向で推移しています。生活保護世帯数は、それまでの増加傾向から、平成30年度に減少に転じています。

◆生活保護の状況◆

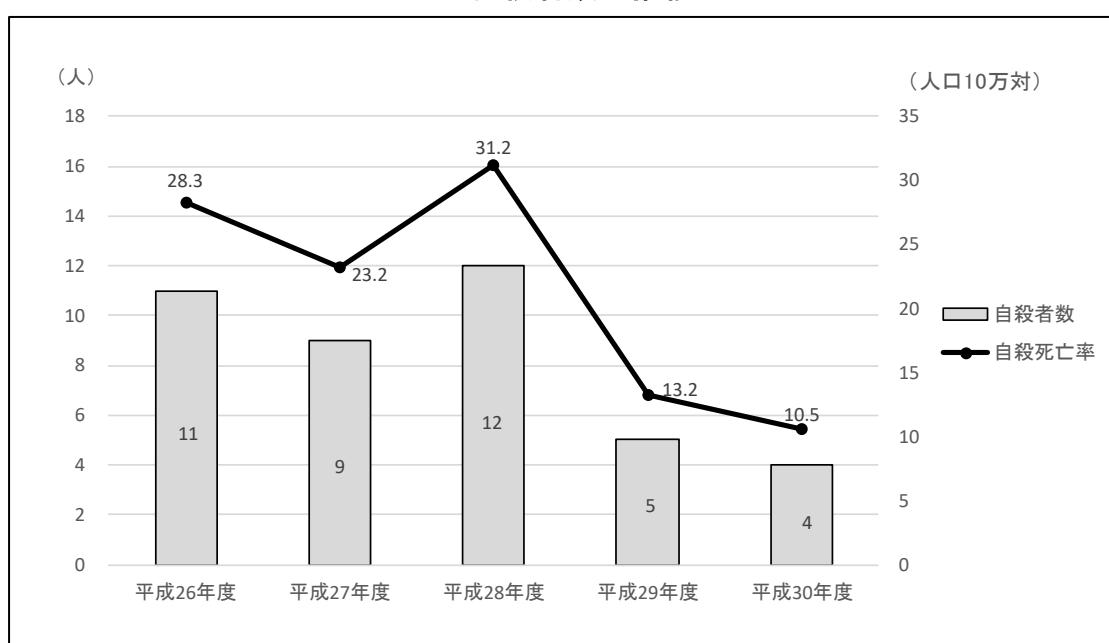


資料：社会福祉課

(2) 自殺者数の推移

本市における自殺者数、自殺死亡率は近年において減少傾向にあります。

◆自殺者数の推移◆



資料：「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

第2節 本市における地域福祉に関する主要課題

1. 第3期瑞浪市地域福祉計画の検証より

第4期地域福祉計画策定にあたっては、第3期地域福祉計画に掲げた取り組みを検証し、課題等を把握することによって新たな計画につなげる必要があることから、保健福祉、教育、生活環境、就労対策、生活困窮対策、地域安全などの分野において実施されている「取り組み」ごとの達成状況・課題等の取りまとめを行いました。概要是下記のとおりです。

「基本目標1 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！」の中で評価が高い基本方針は「(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）」で、全体平均を上回り、高い評価となっています。地域の拠点づくりについては福祉団体と地域住民との連携、子どもの居場所づくりについては、放課後児童支援員の確保が課題としてあげられます。

次いで評価の高い「(1) 福祉に対する市民の意識づくり」ですが、全体平均を下回っています。「連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催」、「慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発」、「男女共に参画できる地域組織づくり」の3つの達成度が低くなっています。市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できる仕組みづくりに向けた連合自治会と民生委員・児童委員協議会との定期的な意見交換会の実施、男女が共に参画できる地域活動などの推進については、慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発を引き続き行うと共に、人材育成、団体運営への支援等の充実による男女共に参画できる地域組織づくりが必要です。

続く「(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進」は、全体平均を下回り、低い評価となっており、特に「いきいきサロンの開催支援」、「生涯学習推進委員会市民部会の活動」、「国際交流活動の推進」の達成度が低くなっています。いきいきサロンの拡大に向け、サロンが全く実施されていない地区への社協支部による支援が必要であり、地域の外国人への支援については、地域で安心して生活できるような事業の実施検討が必要となっています。

この基本目標の中で最も低い評価である「(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進」は全体平均を下回り、全13の基本方針の中でも最も低い評価となっています。子どものボランティア活動などへの参加推進に向け、瑞浪市子ども会連合会がジュニアリーダー募集を行う際の広報に協力すると共に、自治会活動などへの支援については、転入者などに対し自治会活動の必要性を呼び掛ける必要があります。

「基本目標2 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう」は、3つの基本目標の中で2番目の評価となっています。

この基本目標は2つの基本方針で構成されており、「(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進」は、全体平均を上回り、高い評価となっています。今後においては、引き続き、福祉を支える団体などへの支援として、民生委員・児童委員協議会

への支援と連携に向け、区長や地域住民に民生委員・児童委員の活動への理解を深めてもらう必要があります。また、地域組織やボランティア団体などへの支援に向け、まちづくり推進組織を通じて、より広く支援を行うことができるよう、市内で活動する団体を把握することが必要です。

もう一つの基本方針である「(1) 地域における活動組織のネットワークづくり」は、全体平均を下回り、評価がやや低くなっています。地域単位において、地域活動関係者のお互いの活動を理解し、お互いに協力と助け合いができるネットワークづくりを支援すると共に、子ども・子育て会議を積極的に活用し、関係団体との意見交換を行い、現状・課題を情報共有し連携強化を図るなど、ネットワークづくりをさらに推進していく必要があります。

「基本目標3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう」は、3つの基本目標の中で最も高い評価となっています。

この基本目標の中で評価が最も高い基本方針は「(4) サービスの質の向上」と「(5) サービス利用者の権利の保護の推進」で、掲げた取り組みは全て達成しています。

次いで評価が高い施策は「(1) 相談体制の充実」で、全体平均を上回り、全13の基本方針の中でも2番目に高い評価となっています。「生活困窮者支援体制の整備」については、生活困窮者に対する支援とあわせて制度を利用してもらえるようPRを行っていくことが課題となっています。

続く「(2) 情報提供の充実」もわずかながら全体平均を上回りますが、多様な情報の提供に向け、広報、ホームページのみならずSNSなど新たな情報提供手段について検討していく必要があります。

また、「(7) 防災・防犯などに備えた体制の整備」は、わずかながら全体平均を下回ります。災害時における避難行動要支援者の支援体制を確立するためにも、地域と行政が協力していく必要があります。

この基本目標の中で下から2番目の評価の「(6) 生活環境の整備」は全体平均を下回ります。人にやさしいまちづくりの推進に向け、施設整備・改修にあたっては、引き続き、高齢者・障がい者に配慮し、バリアフリー化を行うと共に、外出支援の充実に向け、障がい者の移動手段にかかる実態を把握した上で、必要な移送サービスを検討する必要があります。

この基本目標の中で評価が最も低い施策は「(3) 福祉の人材確保」で、全体平均を下回り、全基本方針13の中でも下から2番目となっています。特に評価の低い「専門分野の人材育成の検討」については、福祉分野の多様化に対応できるようにするために、地域活動団体、事業者と情報交換を行いながら、高度な知識や幅広い知識を持つ人材育成を検討していく必要があります。

2. 統計データ、各種調査より

統計データやアンケート、懇談会の結果から把握される、本市における地域福祉に関する主要課題は以下のとおりです。

(1) 新たな課題等に対応すべく分野を越えた連携の必要性の高まり

日本全体で人口減少や少子高齢化が進む中、伝統的な家庭や地域の支え合いの力、いわゆる地域の福祉力の低下が顕著となっています。

本市においても、総人口は減少傾向で推移すると共に、高齢化が進んでおり、核家族や高齢者のみの世帯が増加するなど家族形態が大きく変化し、自治会加入率の低下による地域住民同士のつながりの希薄化、地域における担い手の不足や高齢化といった状況がみられ、家庭や地域で支え合い、助け合う力の低下がみられます。

また、これらに伴い、ダブルケア（育児と介護の同時進行）やひきこもりなど、複合的な課題や制度の狭間の問題なども出てきているほか、見守り活動の促進や就労の支援、住まいの支援、権利擁護の推進など、各福祉分野で共通して取り組むべき課題も存在しています。

一方、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、セルフネグレクト状態にある高齢者なども存在していることから、支援には困難が伴うといった課題もあります。

さらに、自殺問題に目を向けると、経済・生活問題に起因する自殺が急増しており、社会的な要因が大きいとみられる事から、自殺対策は、個人だけではなく、社会全体で取り組むべき課題の一つとなっています。

このため、これから地域福祉は、こうした新たな課題等を十分に踏まえ、分野を超えた連携により横断的に取り組む体制を整備し、総合的な相談窓口の設置も視野に入れながら、相談機能の強化を図っていく必要があります。

(2) 地域課題の解決に向けた人材の確保と仕組みづくり

行政や事業者のみの取り組みでは、多様で複雑化する昨今の地域課題に対応することは困難です。

支援を必要とする方々に必要な支援が行われるように、地域住民が自ら課題解決するための力を培い、周囲はこれらの取り組みを支え、地域力の強化と制度の狭間の課題解決に向けた取り組みをすることが不可欠となっています。

アンケート結果をみると、自治会活動の参加率は7割強に上りますが、60歳代、70歳以上の割合が高くなっています。

地域力の強化に向け、住民一人ひとりが、地域課題は自らが中心となって解決するといった当事者意識を醸成する環境を育み、地域活動を担う人材を育成すると共に、地域一体となって取り組むための仕組みづくりが必要です。

(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり

近年においては、大規模な自然災害が全国的に頻発しているほか、高齢者が狙われる詐欺などが多発しており、高齢者が被害者等になる可能性も高くなっています。また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待も表面化することが多くなっており、安全・安心に対する住民の意識は高まっています。

防災や防犯は日常からの取り組みが重要であることから、防災訓練や青色パトロールなどの地域活動を通じ、被災時の備えや犯罪の未然防止に努めることが必要です。高齢者等に対する権利擁護に関しては、人権についての啓発や各種制度の周知を図るなど、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりも必要です。

アンケートでは、安心して暮らすために必要なこととして、「地区で高齢者や子どもの見守り体制をつくる」が第1位にあげられています。また、瑞浪市に求める「福祉のまち」として、「要介護でも安心し施設やサービスや利用できるまち」が第1位にあげられていることからも、高齢者や障がいのある人、子育てをする人など誰もが、安全・安心して暮らせるよう、地域で見守る体制づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の視点

1. 計画の基本的視点

地域福祉計画の基本的な視点としては、第3期計画を踏襲し、次に掲げる6つの原則に基づき策定します。

(1) 地域の個別性尊重の視点

日常暮らしている身近な地域での福祉を重視すること。

(2) 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。

認知症高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の権利が擁護されること。

(3) ネットワーク化の視点

福祉と保健と医療の連携や、多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に提供されること。

(4) 公民協働の視点

地域住民、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会が役割分担を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること。

(5) 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、地域住民主体での取り組みを尊重し、さまざまな支援を図ること。

(6) 地域共生化社会実現の視点

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』ではなく、誰もが支え、支えられる福祉の環境構築に向け、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくこと。

第2節 計画の将来像と基本的方向

1. 地域福祉の将来像

地域福祉の将来像に向けて、今後の取り組みの方向を示していきます。

■地域福祉の将来像■

全ての人が、人としての尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で
安心していきいきと暮らしつづけられる

2. 計画の基本的方向

(1) 住民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために・・・

身近な地域社会において、人と人との絆を大切にしながら、市民自らが自発的に支え合う幅広い福祉の実現が必要です。

地域福祉を推進していく上で、住民参加は不可欠です。そのためには、市民が福祉に関心を持ち、助け合い・支え合いの意識付けが必要です。瑞浪市に住む一人ひとりが、地域のことを知り、どんな問題や課題があるのかをみんなで考えて、共有できるような取り組みが求められています。さらに、仲間との活動や地域のために役立つ活動を始めようと思った時に、気軽に参加できる機会や活動の場づくりが求められています。

(2) 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくるために・・・

行政だけでなく、地域住民、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、NPO、ボランティア団体などの連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現が必要です。

市民が抱えているいくつかの悩みや問題に、きめ細かく対応し解決するためには、行政の取り組みだけでは限界があり、既に地域での助け合い、支え合いを実践している地域住民、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、NPO、ボランティア団体などの活動は欠かせません。このような地域の福祉に貢献している方たちがより活動しやすくするためにには、いろいろな多様な組織や人との連携、人材育成などの取り組みが必要です。

(3) 地域で安心して暮らせるために・・・

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して幸せを実感して暮らせるための支援や環境づくりが必要です。

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身共に健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現が必要です。

また、利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が進んでおり、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者的人権の保護など、利用者本位の福祉サービスの実現が必要です。

さらに、子育て、高齢者、障がい者に関する施策について、関係部局との連携を強化するなど、効果的、かつ、効率的な施策を展開するための体制づくりが必要です。

(4) 自殺予防のまちづくりを進めるために・・・

市、県、関係機関、団体、企業、地域住民との連携を十分にとり、誰も自殺に追い込まれることのない瑞浪の実現に向けた自殺対策を総合的に進める必要があります。

自殺の背景は、健康問題、経済や就労問題、生活や家庭問題など、さまざまな要因が絡み合っていることから、自殺対策は社会的取り組みとして実施されることが必要です。

市民一人ひとりがこころの健康や自殺に対する関心をもち、大きな悩みや苦しみを抱えている人が一人で抱え込むことがないよう、SOSをいち早く察知し、解決につなげていくことが必要です。

自殺に対する意識の啓発はもとより、自殺対策を支える体制のさらなる強化が必要です。

第3節 基本理念

1. 地域福祉の基本理念

第6次瑞浪市総合計画の将来都市像としてうたわれている「幸せ実感都市 みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」の実現のためには、市民と行政の協働により、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境、さらには障がい者が自立し、いきいきと安心して生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現が求められています。

また、平成27年7月より施行された「瑞浪市まちづくり基本条例」により、市民や企業においても、まちづくりや地域づくりへの関心や参画の意識が拡大してきており、今後の協働によるまちづくりの大きな原動力として期待されています。

そこで、本計画では、第1期～第3期計画の基本理念である「共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり」を踏襲し、引き続き地域福祉に関わる総合的・計画的な施策を展開します。

■基本理念■

共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

2. 基本目標

“共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり” の実現を目指し、次の 4 つの基本目標に沿って施策を推進します。

（1）市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが互いにふれあい、支え合いの意識を持つと共に、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

そのために、さまざまな世代の交流の推進や地域における交流の場を整備し、日常的にふれあいのある地域を目指します。また、ボランティア・市民活動団体の活動の推進を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ります。

（2）地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

誰もが共に住み慣れた地域で暮らすためには、地域における助け合い、支え合いが重要です。

そのためには、個人や自治会、民生委員・児童委員など地域を構成するさまざまな組織・団体による支え合い活動を推進すると共に、ボランティアや NPO などによる支援活動を推進します。また、地域で連携して福祉活動が展開されるための「ネットワーク」づくりを目指します。

（3）地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

障がい者や身体機能の低下した高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。

地域社会の中で、自分たちに必要な福祉に関する情報を得ると共に、福祉に関する悩み事なども気軽に相談できる仕組みづくりや、適切なサービスを受けやすくするための支援の充実、防災・防犯などに備えた体制の整備などを通じて、地域で共に暮らすための生活環境の向上を図ります。

さらに、包括的な支援体制の整備として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「瑞浪市における包括的な相談支援体制の構築」を目指します。

（4）自殺予防のまちづくりを進めよう

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、「誰にでも起こり得る危機」に陥らないよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が重要です。「生きることへの包括的な支援」を実施し、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、健康で生きがいを持って暮らすことのできる、「誰も自殺に追い込まれることのない瑞浪」の実現を目指します。

3. 施策体系

<基本理念>

共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

基本目標 1

市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！～

<基本方針>

<施策の方向性>

1. 福祉に対する市民の意識づくり

- (1) 地域福祉に関する積極的な情報提供
- (2) イベントなどを通じての普及・啓発の推進
- (3) 市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できる仕組みづくり
- (4) 福祉教育の充実
- (5) 子どもの体験学習などの機会の充実
- (6) あいさつ運動、声掛け運動の推進
- (7) 地域の特性を活かした支え合い活動の推進
- (8) 男女が共に参画できる地域活動などの推進

2. 地域における交流や生きがいづくりの推進

- (1) 世代間交流の推進
- (2) いきいきサロンの拡大
- (3) 高齢者・障がい者の社会参画への支援
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 地域での子育て支援の充実
- (6) 地域の外国人への支援

3. 地域にある資源の活用 (交流の場づくり、地域の拠点の整備)

- (1) 地域の拠点づくり
- (2) 子どもの居場所づくり
- (3) 宅老所の整備支援

4. ボランティア・市民活動団体の活動の推進

- (1) ボランティア活動などに対する情報提供の充実
- (2) ボランティア活動などに参加しやすい仕組みづくりの検討
- (3) ボランティア・市民活動センター機能の充実
- (4) 子どものボランティア活動などへの参加推進
- (5) 自治会活動などへの支援

基本目標2

地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう～みんなで支え合い、助け合おう！～

<基本方針>

1. 地域における活動組織のネットワークづくり

<施策の方向性>

- (1) ネットワークづくりの推進
- (2) 地域福祉団体の相互連携の支援
- (3) 社会資源のネットワークづくりへの働き掛け

2. 地域のつながりを支える団体などの活動推進

- (1) 社会福祉協議会への支援
- (2) 地域の福祉を支える団体などへの支援
- (3) 地域組織やボランティア団体などへの支援
- (4) 地域福祉に関わる事業者の機能と役割の強化

基本目標3

地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

<基本方針>

1. 分野横断的な支援体制の充実

<施策の方向性>

- (1) ライフステージに応じた相談体制の充実
- (2) 制度の狭間の問題への対応充実
- (3) 生活困窮者対策の推進
- (4) 犯罪をした者等への社会復帰支援の充実
- (5) 保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク
- (6) 同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）
- (7) 共生型サービスの推進

2. 情報提供の充実

- (1) 多様な情報の提供
- (2) 情報の共有化の推進
- (3) 地域の隅々まで福祉に関する情報が流れる仕組みづくり

3. 福祉の人材確保

- (1) ボランティアの育成
- (2) シルバーボランティアの育成・支援
- (3) 研修機会などの充実
- (4) 専門分野の人材確保
- (5) 子どもの頃から助け合いの意識を高めるための支援（福祉教育の充実再掲）

4. サービスの質の向上

- (1) 福祉サービス評価事業の推進

5. 権利擁護の推進

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待防止の推進
- (4) 福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

6. 生活環境の整備

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (3) 外出支援の充実
- (4) 住宅環境の整備
- (5) 就労支援の充実

7. 防災・防犯などに備えた体制の整備

- (1) 緊急時、災害時に対する支援体制の充実
- (2) 防犯対策の推進

基本目標 4

自殺予防のまちづくりを進めよう～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～
(瑞浪市自殺対策計画)

<基本方針>

1. 自殺予防に関する 5 つの基本施策の推進

<施策の方向性>

- (1) 住民への啓発と周知
- (2) 生きることへの促進要因の支援
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 地域におけるネットワークの強化
- (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

2. 自殺予防に関する 3 つの重点施策の推進

- (1) 高齢者への支援強化
- (2) 生活困窮者への支援強化
- (3) 子ども・若者への支援強化

第4章 施策の展開

基本目標1 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

～みんなで地域活動へ参加しよう！～

1. 福祉に対する市民の意識づくり

【現状と課題】

近年においては、著しい少子高齢化や核家族化の進行、人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下といった社会の変化、さらには、身近な商店の廃業などにより、これまで地域を支えてきた生活サービスの利用が困難な状況が生じて、地域の暮らしの中で、高齢者や障がい者を問わず不安を感じることが多くなっています。

また、高齢者、障がい者、児童等にかかる福祉制度改革、日本各地で頻繁に発生する大規模な自然災害への対応のためにも、地域住民が安心して暮らせるよう、行政だけでなくNPO、ボランティア、地域住民などが連携・協働して地域ぐるみで支え合う地域福祉の役割はますます高まっています。

ワーク・ライフ・バランスの浸透や現役引退後の時間の増大等から、地域社会をより住みやすいものにしていくという意識の高まりも期待できるところであり、市では、多くの市民が地域福祉の推進に関心をもち、福祉活動へ積極的に参加できるよう、地域福祉に関する情報提供、イベントなどを通じた福祉意識の普及・啓発、福祉教育の充実などに取り組んでいます。

しかし、アンケートの結果（市民）では、近所との関係は、「困った時に助け合う親しい人がいる」が26.2%となっている一方、「ほとんど近所とのつきあいはない」が9.9%となっており、相互扶助の基礎となる近所づきあいが希薄な方々がいることが伺えます。

福祉に対する意識づくりを進めるために、さまざまな媒体を使った情報提供や地域交流事業の参加推進、福祉教育や体験学習の機会の拡大などを図り、地域での助け合いの意識の更なる向上に努める必要があります。

【基本方針】

地域福祉に関する情報の積極的な発信を行っていくと共に、福祉教育の充実などにより子どもの福祉への関心を高めるなど、全ての市民が福祉に関する情報を得やすく、話し合いや地域活動等に参加しやすい仕組みづくりに努め、地域での助け合いの意識の向上を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 地域福祉に関する積極的な情報提供

「広報みずなみ」やホームページなどを活用して、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
「広報みずなみ」、ホームページなどを通じた福祉・保健に関する情報提供	地域住民が福祉・保健に関する情報を得やすくするため、わかりやすい情報提供に努めます。また、SNS活用についても検討します。	情報提供の充実	社会福祉課 高齢福祉課 健康づくり課 子育て支援課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

※具体的取り組みの見方

対象地域：具体的な取り組みを行う対象地域を小地域、地区、全市の3つに分けました。

《小地域》………自治会、組、班など 《地区》………小学校区

《全市》………市全域

活動主体：それぞれの取り組みについて、行政と共に協働して活動の主体を担う主な市民、団体などについて整理しました。

《市民》……………市民一人ひとり

《地域活動団体》……………自治会、まちづくり推進組織、民生委員・児童委員、長寿クラブ、障がい者団体、子ども会、道路・河川・公園等の里親登録団体など

《ボランティア団体、NPO》………ボランティア団体、NPO法人など

《事業者》……………企業、商店、福祉サービス提供事業者など

《社会福祉協議会》………瑞浪市社会福祉協議会、支部社協

(2) イベントなどを通じての普及・啓発の推進

福祉まつりや福祉講演会などの福祉イベントの開催、各福祉施設が行う地域交流事業など、地域福祉に関する情報提供を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
福祉まつりの開催	地域福祉活動に関わる団体や多くの人に参加を呼び掛け、普及・啓発を図ります。	参加者及び各種団体、事業所の増加	社会福祉課	全市	市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会
健康まつりの開催	市民の健康づくりに対する意識向上のために、医師健康相談、歯科健診、薬の相談、食生活などのコーナーを設置して啓発に努めます。	参加者及び各種団体、事業所の増加	健康づくり課	全市	市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者
施設の行う地域交流事業の情報提供	広報紙やホームページなどの活用により、施設の行う地域交流事業の情報提供などに努めます。	情報提供の充実	社会福祉課 高齢福祉課	地区	地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

(3) 市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できる仕組みづくり

地域住民が自らの意見を発信できる仕組みづくりや、地域住民主体で行う会合の開催などを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催	連合自治会と民生委員・児童委員協議会による地域福祉などの意見交換会を開催します。	継続と内容の充実	社会福祉課 市民協働課	全市	地域活動団体
市民からの情報発信の環境整備の支援	市のホームページに地域のまちづくりコーナーを設置し、各地区まちづくりのホームページや広報紙を掲載し、情報発信していきます。	閲覧件数増加の工夫	企画政策課	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO
各地区町民会議の開催	青少年育成を目的とした町民運動会・地域交流会などを協議し、関係団体で実践します。	内容の充実	社会教育課	小地域地区	地域活動団体

(4) 福祉教育の充実

学校教育における「総合的な学習の時間」の活用や社会福祉協議会との連携などにより福祉教育の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
福祉教育と交流事業の充実	福祉に関わる学習や交流事業を開催します。	小中学校への講座実施	社会福祉課	地区	社会福祉協議会
学校における福祉教育の充実	総合的な学習の時間における「福祉」の学習の充実と交流を行います。	継続と内容の充実	学校教育課	全市	社会福祉協議会
公民館を利用した子ども向け講座の開催	郷土愛を育み、地域福祉につながるような講座を開催します。	講座実施	社会教育課	全市	ボランティア団体、NPO
中学生職場体験の実施	中学生の職場体験を行う中で、福祉に興味のある生徒の職場体験先と福祉施設との連携を図ります。	継続と内容の充実	学校教育課	全市	事業者

(5) 子どもの体験学習などの機会の充実

小中学生において、乳幼児とのふれあいなどの体験学習の機会の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
ふれあい体験の実施	各幼稚園・保育園において地域の小中学生の体験学習や職場体験、ボランティアなどを積極的に受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会づくりを行います。	小中学生の参加の増加	子育て支援課	地区	ボランティア団体、NPO

(6) あいさつ運動、見守り・声掛け運動の推進

街頭指導や、長寿クラブによる見守り活動などを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
街頭指導活動の推進	青少年育成町民会議や東濃西部少年センター等によるあいさつ、声掛け運動を支援します。	地域での見守り活動の推進	社会教育課	地区 全市	地域活動団体
住民主体による地域福祉活動（見守り活動など）の支援	民生委員・児童委員、福祉委員や長寿クラブ会員等による見守り活動を支援します。	見守り活動の継続と活動地域の拡大	社会福祉課 高齢福祉課	地区	市民、地域活動団体、社会福祉協議会
事業所によるさりげない見守り活動の推進	地域との関係を持つ事業者と「高齢者等見守り活動に関する協定」を締結し事業者にさりげない見守り活動を行っていただき、支援を行います。	見守り活動の継続とネットワークの強化	高齢福祉課	全市	事業者

(7) 地域の特性を活かした支え合い活動の推進

地域活動、福祉活動の先進事例などを収集し、地域の特性を活かし、地域に合った活動への取り組みを支援していきます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域福祉や福祉活動の情報収集と情報提供	先進事例を収集し、地域に合った福祉活動を検討し新しい活動への取り組みに対して支援を図ります。	福祉団体との意見交換の実施	社会福祉課	地区 全市	地域活動団体、社会福祉協議会

(8) 男女が共に参画できる地域活動などの推進

男女が共に「地域づくりの担い手」として参画できるよう、学習会などを開催し、啓発を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
男女共同参画に関する学習会の開催	男女共同参画に関する意識の普及、啓発のために講演会や学習会を開催します。	男女共同参画意識の普及高揚	生活安全課	地区 全市	地域活動団体、ボランティア団体
慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発	家庭や地域、職場などに根強く残る「性別による固定的役割分担意識」を解消するための啓発を行います。	固定的役割分担意識の解消	生活安全課	全市	地域活動団体、ボランティア団体

福祉懇談会では、「地域の絆が弱くなった」「町内でも意識に温度差がある」「地域のルール理解がない」「近所のことに対する無関心」「自治会未加入者が多い」などの意見がありました。

2. 地域における交流や生きがいづくりの推進

【現状と課題】

高齢化の進展等から、地域のコミュニティの維持が難しくなってきました。こうした中、自らが住む地域社会に目を向け、地域の課題解決と住み良い地域社会をつくることを目的に、各地区でまちづくり推進組織が活動を行っています。地域活動に参加し、自己実現や自己啓発を果たしたいという住民の意欲が高まっています。

こうした状況を踏まえ、市では、市民の福祉への関心を高めるため世代間交流の推進、高齢者などの社会参画支援や地域での子育て支援を通じて、地域における交流や生きがいづくりを推進しています。

しかし、アンケート（市民）では、地域行事への参加状況について「自分から積極的に参加している」が 22.3%に留まり、自治会加入率の低下と合わせ、地域における交流が希薄化していることが伺えます。地域における一層の交流活動の充実、特に地域活動の担い手として期待される元気な高齢者の生きがいづくりや、社会参画の促進を図ることが必要です。

【基本方針】

各地区のまちづくり推進組織が実施する事業を通じて地域住民同士の交流活動を推進すると共に、高齢者や障がい者などの社会参画を支援します。特に、定年退職した人が生きがいを持ち、地域活動に参画していくよう、長寿クラブへの加入促進、シルバー人材センターへの会員登録の支援に努めます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 世代間交流の推進

子どもから高齢者まで、各世代が気軽に交流できる機会づくりをします。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域交流活動の実施 (保育園・幼稚園)	公民館活動や長寿クラブ活動への積極的な参加及び福祉施設訪問を実施します。	全園における交流	子育て支援課	地区	地域活動団体
高齢者と子どもの交流の実施	三世代交流事業や祖父母参観を実施します。	全園における計画的な実施	子育て支援課	地区	市民、地域活動団体
親子交流・世代間交流事業などの開催	公民館事業の寿大学・文化祭などにおいて学習内容を検討し、交流を図ります。	継続	社会教育課	地区 全市	地域活動団体
まちづくり活動を通じた世代間交流の推進	各地区のまちづくり推進組織が実施する事業を通じて、子どもから高齢者までが気軽に交流できる機会を提供します。	8地区での実施	市民協働課	地区	地域活動団体
地域学校協働活動の実施 (小学校・中学校)	「地域と共にある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互校長交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるような必要な支援を行います。	全小中学校での実施	学校教育課 社会教育課 市民協働課	地区	地域活動団体

(2) いきいきサロンの拡大

地域のふれあいの場として、いきいきサロンなどの開催を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
いきいきサロンの開催支援	地域住民が気軽に集える場所づくりを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を進めるいきいきサロンの開催を支援します。	継続	社会福祉課 高齢福祉課	小地域地区	社会福祉協議会

(3) 高齢者・障がい者の社会参画への支援

高齢者や障がい者が趣味や就労などで生きがいを持ち社会参画できるよう、自立して活動するための支援や、活動の受け皿となる場づくりなどの支援を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
生活支援の実施	要介護状態となることを防止する目的で地域包括支援センターと連携して生活援助や指導を実施します。介護保険法の改正による見直しを順次行います。	継続	高齢福祉課	全市	市民、事業者、地域活動団体、地域包括支援センター
訪問指導の実施	日常生活に支援を必要とする方などを対象に、身体機能の低下防止や寝たきり予防を推進することを目的に訪問指導を行います。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター
認知症予防事業の実施	認知症の早期発見及び早期対応を目的に、認知症に関する相談や知識の普及、認知症予防の教室などを行います。	継続	高齢福祉課	全市	市民、地域包括支援センター

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
うつ予防・閉じこもり予防事業の実施	高齢者が要介護状態となることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、地域包括支援センターと連携して各種の健康教室を開催します。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター
長寿クラブの活動支援	長寿クラブ連合会及び単位長寿クラブにおいて、花壇づくり、健康新体操、清掃作業など高齢者同士の交流推進や地域の社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動を進めます。	会員の増加、生きがいづくり・健康づくりの推進	高齢福祉課	全市	市民
老人憩いの家による介護予防事業の開催	高齢者が心身共に健康で、生きがいを持って生活できることを目的として開催します。	会員の増加、活動内容の充実	高齢福祉課	全市	市民、社会福祉協議会
シルバー人材センターの運営支援	安定的・継続的な運営のための支援を行います。	登録会員の増加、就業機会の開拓推進	高齢福祉課	全市	市民
障がい者スポーツ・リエーション活動への支援	身体障害者福祉協会スポーツ大会運営を支援します。高齢化等に伴う参加者減をふまえ、参加対象者や競技内容等の大会のあり方を検討していきます。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
障がい者の社会参加活動への支援	就労関係機関と連携しながら、障がい程度等に応じた就労支援を行います。また、身体障害者福祉協会による社会参加促進事業を支援し交付金を交付します。社会参加を阻む社会的障壁を取り除くため、移動手段の確保や参加しやすい環境づくりの対応策を検討します。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体
障がい者の芸術・文化活動の活性化への支援	障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づき、福祉・文化・教育関係部局が連携しながら、鑑賞・製作・発表の機会の拡充を図ります。	継続	社会福祉課 社会教育課 スポーツ文化課	全市	地域活動団体
交流及び共同学習の推進	障がいのある児童と障がない児童とが、日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常学級、小中学校と特別支援学校など学校内や学校間などにおいて交流及び共同学習の推進を図ります。また、地域にある福祉関係施設との交流を進めます。	継続と内容の充実	学校教育課	全市	事業者

(4) 生涯学習の推進

生涯学習を通じて、市民が積極的に地域活動に参加できるよう、学習の場の拡充を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
寿大学の開催	公民館主催の高齢者学級であり、健康で生きがいのある人生を創造するための生涯学習の場として実施します。	継続と内容の充実	社会教育課	地区 全市	市民
図書館での情報とサービスの提供	図書館において、録音図書、点字図書や拡大図書、視聴覚資料などを充実します。また、高齢者・障がい者への宅配サービスをボランティアの協力を得て実施します。	継続と内容の充実	社会教育課	全市	ボランティア団体、NPO

(5) 地域での子育て支援の充実

子育て支援センターや民生委員・児童委員などとの連携を図り、地域での子育てを支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域子育て支援センター事業の実施	市内 4 か所の子育て支援センターにおいて、育児相談、育児サロン、親子教室、子育てサークル育成などを実施します。	充実	子育て支援課	地区	市民
民生委員・児童委員との協力	各地区の民生委員・児童委員との連携を図り、要保護児童の把握、虐待などへの早期の対応に努めます。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体
子育て支援講座の実施	親子を対象にして子育て支援となるような講座を開催します。	講座実施	社会教育課	地区 全市	ボランティア団体、NPO
児童館での子育て事業の実施	市内4か所の児童館において、子育て相談、親子教室などを実施します。	継続	子育て支援課	全市	社会福祉協議会

(6) 地域の外国人への支援

地域の外国人が、孤立することなく、安心して地域での生活が送れるよう市民との交流・理解を深めていくための支援を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
多文化共生の推進	地域の外国人が地域で安心して生活できるよう日本や地域の理解を深めるための支援に努めます。	継続	社会教育課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者

福祉懇談会では、「人口減少で地区の活動ができない」「近所の人に会わなくなった」「若い人のおしゃべりする場がない」「住民のコミュニケーション不足」「退職後男性の居場所がない」などの意見がありました。

3. 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）

【現状と課題】

市民による地域福祉活動が継続して続けられるためには、拠点となる場所が不可欠であり、既存の地域施設の有効活用が求められます。

市では、老人憩いの家の運営や宅老所事業に対する支援を行い、地域に密着した施設として活用を図っています。今後は、老人憩いの家及び宅老所の他、空き家や未利用の公共施設等の有効活用も含め、地域の実情に合った拠点づくりをしていくことが必要です。

また、交流の場や子どもの遊び場不足の指摘があるほか、共働き家庭の増加などを背景に、安心・安全な子どもの居場所づくりが求められています。

【基本方針】

市民活動の場を確保することを目的に、老人憩いの家や宅老所の利用の推進を図ります。また、公共施設や地域の空き施設などの有効活用を図ると共に、子どもの居場所づくりに努めます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（1）地域の拠点づくり

既存の施設や地域の福祉関連事業者の有効活用を図りつつ、地域住民のふれあいの場や、福祉活動の拠点づくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域の活動拠点づくりの検討	公共施設や地域の空き施設を有効活用するなど、地域の福祉団体が中軸となり、地域住民のふれあいや、福祉活動ができるような拠点づくり、組織づくりの検討をします。	福祉団体と地域住民との連携	社会福祉課	地区	事業者、社会福祉協議会
老人憩いの家	高齢者の健康増進、教養の向上に役立てるために市内3か所で運営します。	利用者の増加、活動内容の充実	高齢福祉課	全市	市民、社会福祉協議会
福祉関連事業者の活用の検討	地域の福祉関連事業者を活用した地域の拠点づくり、組織づくりを検討します。	地域の拠点づくりの検討	社会福祉課	地区	事業者、社会福祉協議会

(2) 子どもの居場所づくり

子どもたちの遊び場や活動場所となる居場所づくりを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校1年生～6年生までの児童を対象に、授業終了後、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る放課後児童クラブを支援します。	受け皿の確保	子育て支援課	地区	地域活動団体、NPO
児童館の運営	児童健全育成を目的とした、市内4館の児童館を、指定管理者制度を活用して運営します。	利用者の増加	子育て支援課	全市	
子ども食堂の運営支援	地域における子どもの居場所づくりと、子どもと地域住民との交流の促進を図るため、子ども食堂を開設及び運営する団体を支援します。	運営団体の増加	子育て支援課	全市	地域活動団体
児童遊園地の整備	定期点検と修繕の実施により、安心・安全な児童遊園地の環境整備を図ります。 また、維持管理や軽微な修繕は原材料の支給により、各地区に依頼します。	継続	子育て支援課	地区	地域活動団体
都市公園遊具の整備・更新	定期点検を年1回行うと共に、安心して安全に利用できる公園環境を維持します。	継続	都市計画課	地区	地域活動団体

(3) 宅老所の整備支援

日常生活においての生きがいづくりや健康保持、地域の住民との交流の場などとして宅老所の活動を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
宅老所事業の支援	ボランティアと協働し、宅老所における活動を支援します。	継続	高齢福祉課	地区	市民、ボランティア団体、NPO

福祉懇談会では、「就学前の子どもの遊び場がない」「コミュニティセンターがない」「児童館の利用を幅広くしてほしい」などの意見がありました。

4. ボランティア・市民活動団体の活動の推進

【現状と課題】

大規模災害の発生をきっかけとし、ボランティアの重要性が再認識される中で、近年ボランティア活動は広く定着してきており、市民が、自己実現や社会貢献としてボランティア活動に取り組むこと多くなっています。

市のボランティア団体等の状況をみると、個人の登録者数は減少、団体登録数は横ばいで推移しており、より一層の活性化が期待されるところです。

アンケート（市民）では、「1年以内に活動したことがある」が41.1%、今後の意向も含めると9割近くがボランティア活動への参加が期待できることから、こうした人材を結集し、組織化していく必要があります。

ただし、「ボランティア活動のメンバーが高齢化、固定化している」「ボランティア活動への参加意向を実際の活動に結びつけるための仕組みと情報提供が十分ではない」「地域ボランティアなどの活動を推進するリーダーが不足している」といった課題があげられることから、今後は、社会福祉協議会などの関連団体と連携を図りながら、若年層の取り込み、参加しやすい仕組みづくり、情報提供、リーダーの養成などを行うことが重要です。

市民活動団体の活性化には、互助・共助の考え方のもと、地域住民の意識の高揚や地域での連携により、高齢者や子どもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進すると共に、住み慣れた地域で支え合う意識の一層の向上が求められ

ています。また、自治会未加入世帯の住民に対して行事参加を推進し、自治会内の支え合いを支援していくことが必要です。

【基本方針】

広報紙やホームページなどによりボランティアなどに関する各種情報を提供します。また、社会福祉協議会との連携により、ボランティア・市民活動センターの活動を支援し、ボランティア、市民活動への参加を推進します。

さらに、若い世代や転入してきた住民、働き盛りの勤労者などが参加し、より活発な市民運動が展開できるよう、行事参加への働き掛けを行い、地域の活性化を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) ボランティア活動などに対する情報提供の充実

広報紙やホームページなどを積極的に活用し、市民へのボランティア活動などに対する情報提供の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
広報紙、ホームページの積極的活用	広報紙などの媒体を活用しボランティア活動の情報提供を図ります。	情報提供の充実	社会福祉課	全市	ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会

(2) ボランティア活動などに参加しやすい仕組みづくりの検討

社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる機会の提供を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
社会福祉協議会を軸とした関連団体などとの連携	福祉団体やNPO法人などに対する各種ボランティアの紹介や講座の開催など、社会福祉協議会の活動を支援します。	福祉関連団体などに対する連携強化	社会福祉課	地区 全市	ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会
市民活動補償制度の運用	市民活動に安心して従事できるよう補償制度を運用します。	地域活動の活性化	市民協働課	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO活動団体

(3) ボランティア・市民活動センター機能の充実

ボランティア活動の中核となるボランティア・市民活動センターの活動を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
ボランティア・市民活動センターの支援	ボランティア・市民活動センターの周知を図ると共に、社会福祉協議会と協力しボランティア活動を支援します。	団体数、参加者拡大	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

(4) 子どものボランティア活動などへの参加推進

子どもの主体性や役割のあるまつりやイベントなどを通じて、ボランティア活動などへの参加を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
子ども会連合会との連携	地域でのボランティア活動ほか、インリーダー研修会の開催、中央公民館文化祭への協力など、子ども会連合会の活動支援を通じて活性化を促します。	子ども会連合会と単位子ども会との連携強化	社会教育課	地区 全市	地域活動団体
ジュニアリーダーズクラブの指導・活用	高校生を対象とし、インリーダー（小学生）を指導する人材の育成のため、子ども会連合会の活動支援を通じてジュニアリーダー活動の活性化を促します。	ジュニアリーダーズクラブへの参加啓発	社会教育課	全市	地域活動団体
中学校との連携	中学生に対し、ボランティアとして公民館行事への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。	中学校と地域との連携強化	社会教育課	地区 全市	地域活動団体

(5) 自治会活動などへの支援

自治会などの活動が、より活性化するよう、地域活動などへの参加を促します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域活動の活性化支援	転入者への自治会加入の呼び掛けや、住民に対する地域活動への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。	自治会活動の活性化	市民協働課	地区	地域活動団体

福祉懇談会では、「ボランティアの高齢化」「ボランティアの大切さを伝える」「ボランティアの育成」などの意見がありました。

基本目標2 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

～みんなで支え合い、助け合おう！～

1. 地域における活動組織のネットワークづくり

【現状と課題】

地域における生活は家族や友人、近所の方々をはじめさまざまな社会サービスとの関係で成り立っています。地域の生活課題に対処するためには、さまざまな関係者が対応することが必要であることから、地域において住民相互のネットワークが形成され、互いに助け合えるような状態にあることが地域福祉の目標ともいえます。

そのため、市では、地域活動団体、ボランティア団体、NPOなどの相互連携の支援に取り組んでいます。

しかし、民生委員・児童委員協議会、自治会間の協力体制が十分といえない状況にあることから、地域のネットワークを強化するために、行政と社会福祉協議会がネットワークの仲介役となることが必要です。

また、連携を図るために地域活動団体、ボランティア団体、NPOなど組織間の情報交換が重要であり、関係機関がそれぞれの役割を認識するため、ネットワーク会議などの定期的な意見交流を行う場づくりが必要です。

【基本方針】

社会福祉協議会と連携・協働し、地域活動団体、ボランティア団体、NPOなどの活動を支援すると共に、地域における活動組織が相互連携を図れるよう、情報提供や定期的な意見交流を行う場の開催を推進します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) ネットワークづくりの推進

情報交換を通じ問題点を共有することで連携の強化を図るなど、それぞれの地区の現状に応じたさまざまなネットワークづくりを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域ネットワークづくりの支援	地域単位において、地域活動団体、ボランティア団体、NPOなどで構成される互いの協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。	定期的な意見交流の実施	社会福祉課	地区	地域活動団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
子育て支援ネットワークづくりの推進	子ども・子育て会議を活用し子育てに関係する地域活動団体との意見交換を行い、子育て家庭の現状・課題の確認、情報の共有などを行います。	連携強化	子育て支援課	全市	地域活動団体
非行防止活動などネットワークづくり	青少年育成市民会議の実践活動を通じ、情報交換・活動交流を行い、ネットワークづくりを進めます。	継続	社会教育課	地区 全市	地域活動団体

(2) 地域福祉団体の相互連携の支援

民生委員・児童委員や福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなど、地域の福祉団体との相互連携によるサポート体制づくりを支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員と民生委員・児童委員との連携支援	地域活動を行う関係者が円滑に協働できるように連携を支援します。	連携支援	社会福祉課	地区 全市	市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO
地域活動団体間の連携支援	地域単位のまちづくり推進組織を通じて、関係者・団体などの提携を図ると共に、サポート体制の強化を図ります。	連携支援	市民協働課	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO

(3) 社会資源のネットワークづくりへの働き掛け

医療機関や各種専門機関などの社会資源とのネットワークづくりを働き掛けます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
療育機能の強化	専門医療・療育などが必要な児童については、医療機関、保健所、子ども相談センターなど関係機関との連携を密にし、早期からの支援と、健康づくり課・幼稚園・学校へと一貫した療育指導に努めます。	継続	子育て支援課	全市	社会福祉協議会
専門機関など幅広い障がい者福祉ネットワークの確立	瑞浪市地域総合支援協議会の定期的・継続的な開催や東濃圏域で行う各種会議の活用等により、各分野の関係機関の連携強化と協働意識の定着を図ります。	継続・連携強化	社会福祉課	全市	ボランティア団体、NPO、基幹相談支援センター、事業者、社会福祉協議会
医療機関と連携した高齢者の支援	可能な限り住み慣れた地域で生活するために、在宅医療と介護の連携を推進していきます。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業者

福祉懇談会では、「地域内の情報が伝わりにくい」「個人情報が壁になり活動がしにくい」「自治会の人数が減ってきた」などの意見がありました。

2. 地域のつながりを支える団体などの活動推進

【現状と課題】

地域の生活課題に対処するための関係者は、住民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会、行政など多岐に渡ります。

地域活動団体には、自治会、まちづくり推進組織、民生委員・児童委員協議会、長寿クラブ、などさまざまな団体があり、助け合いの地域づくりに向けて、活動しています。これらの団体の活動と公的なサービスが連動することによって、これまで以上に、地域での暮らしが豊かで安心できるものになると期待されます。

市では、社会福祉協議会や長寿クラブ連合会などの団体への活動支援を行っています。また、地域の課題解消に向けた、まちづくり推進組織の活動の支援を行っています。

今後も地区の実情に応じて、地域内の諸団体との連携強化と、各団体の活動の充実を図ることが必要です。

【基本方針】

地域組織による支え合い機能が発揮されるよう、地域活動団体やボランティア団体、NPO の連携を支援すると共に、地域で活動しやすい環境をつくるため、必要な情報提供や活動場所の提供などの支援を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 社会福祉協議会への支援

地域福祉にとって重要な役割を果たしている社会福祉協議会に対して、連携を図りながら運営を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
社会福祉協議会への運営支援	地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会への運営支援を行うことにより、福祉サービスの充実やボランティアの育成を推進します。	継続	社会福祉課	地区 全市	社会福祉協議会

(2) 地域の福祉を支える団体などへの支援

民生委員・児童委員協議会など、地域の福祉を支える団体に対し、活動支援を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
民生委員・児童委員協議会への支援と連携	民生委員・児童委員協議会は、行政の関係部署とのパイプ役として重要な役割を担っており、行政として活動支援を行います。	行政と民生委員・児童委員協議会との連携強化	社会福祉課	地区 全市	地域活動団体

(3) 地域活動団体やボランティア団体などへの支援

長寿クラブ、まちづくり推進組織など、住民による地域組織の活動を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
長寿クラブ連合会の活動支援	長寿クラブ連合会及び単位クラブにおいて、高齢者同士の交流推進や地域への社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動支援を行います。	継続	高齢福祉課	全市	地域活動団体
まちづくり推進組織による地域課題解消に向けた取り組み支援	夢づくり地域交付金を交付し地域独自の課題解消に向けた取り組みを支援します。	連携支援	市民協働課	地区	まちづくり推進組織

(4) 地域福祉に関する事業者の機能と役割の強化

地域の社会福祉施設における活動の強化と利用の多様化を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
児童館の利用の多様化	児童館の多面的な利用を図ると共に、子どもだけでなく地域の人との協働による児童館活動の展開を図ります。	利用者の増加	子育て支援課	地区	地域活動団体、社会福祉協議会

福祉懇談会では、「人口減少で地区の活動ができない」「自治会の班長区長のなり手がない」などの意見がありました。

基本目標3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

1. 分野横断的な支援体制の充実

【現状と課題】

地域が抱える福祉課題は、複雑化・多様化しており、単一的な対応では解決が困難になっています。

保健福祉サービスを利用する際は、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談窓口がありますが、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口があっても行くことのできない人など、さまざまな状況があります。また、児童虐待やDV、8050問題、孤独死、生活困窮者など社会問題化している事例についても、相談体制の整備が求められています。

市では、高齢者、障がい者、児童など各分野において相談体制の充実に取り組んでいますが、行政内部の横の連携のみならず、関係機関との連携強化のもと、各種地域課題に対応していく必要があります。

【基本方針】

介護相談、障がい者相談、家庭児童相談、ボランティア相談などの各種相談や、民生委員・児童委員などを広く紹介し、円滑な相談を推進します。

また、各種相談員や社会福祉協議会などとの連携を強化し、相談内容に的確かつ迅速に対応できる充実した支援体制の構築を図ります。

さらに、生活困窮者、居住に課題を抱える者、就労に困難を抱える者などに対する、分野横断的な支援と福祉サービス等の展開を図ります。

なお、新たな包括的支援体制の確立に向け、生活困窮者の自立支援制度を適正に実施するほか、子育て世代包括支援センターを含めた包括的な相談体制の整備を行うと共に、高齢者の地域ケア体制を障がい者、児童等への支援や複合課題にも拡げた包括支援体制として深化、推進していくことを目指します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) ライフステージに応じた相談体制の充実

サービスを必要とする市民にとって、より利用しやすいように、保健・福祉に関する分野の連携により、ライフステージに応じたさまざまな相談体制の整備を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
高齢者に関する相談及び苦情などの相談の充実	市の窓口、地域包括支援センター及び電話での相談体制の充実に努めます。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター
健康教育・健康相談などの実施	地域包括支援センターと連携して、高齢者が集う場所での出前講座や健康相談などを実施します。	教室のあり方、開催方法の見直による、参加者増の促進	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター、地域活動団体（スポーツ推進委員）、事業者
子育て相談（保育園・幼稚園・児童館）の実施	保護者の不安や悩みに対応するため、電話相談や面接相談を行います。	継続	子育て支援課	地区	社会福祉協議会
子育て相談の充実	子育てに不安や悩みを持っている親子に対して相談、援助を実施します。	継続	子育て支援センター 子育て支援課	全市	
児童相談体制の整備	家庭児童相談員による相談体制を整えています。市で対処できないような困難ケースについては子ども相談センターと連絡を取りながら対応します。	相談体制の整備	子育て支援課	全市	
母子に対する健康など相談の実施	妊娠や乳幼児の健康・育児に対し保健師や管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。	継続	健康づくり課	全市	
岐阜県母子家庭など就業自立支援センターの周知	支援センター主催の事業を広報紙に掲載し、周知を図ります。	情報提供の充実	子育て支援課	全市	

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
子育て世代包括支援センター事業	妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を提供することを目的に設置します。	連携の強化	健康づくり課 子育て支援課	全市	
障がい者の就労相談支援の実施	障がい者就労・生活支援センターによる障がい者の就労相談を実施し、障がいの程度等に応じた就労支援を行います。	継続	社会福祉課	全市	事業者
障がい児相談・療育体制の強化	関係機関の連携による障がいの早期発見・早期療育の定着化を図ると共に、成長段階に応じて切れ目のない支援を提供できるよう、総合的な相談支援体制の整備について検討を続けます。	療育に関する総合的な相談体制の整備	子育て支援課	全市	社会福祉協議会
障がい者総合相談支援体制の強化	東濃5市共同設置・運営委託により平成31年度から東濃基幹相談支援センターが稼働しました。総合的・専門的に相談に応じる他、定期的・継続的な情報交換・情報共有、ケース検討会等による人材育成等を行い、東濃圏域の相談支援体制のさらなる強化を図ります。	継続	社会福祉課	全市	事業者、基幹相談支援センター

(2) 制度の狭間の問題への対応充実

ひきこもりなど制度の狭間への対応については、福祉、保健などの関係機関との連携強化、民生委員・児童委員との情報共有を通して、問題把握、必要な支援を行っていく体制づくりに努めます。

また、早期発見の体制づくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
こころの健康相談事業等の周知	こころの健康やひきこもりについての心配がある場合、精神科医師による相談を勧め、適切な助言をもらうよう促します。	継続	健康づくり課	全市	
ひきこもり相談窓口の情報提供	岐阜県ひきこもり支援ガイドブックを活用し、窓口、支援先の紹介をします。	継続	社会福祉課 健康づくり課	全市	
ひきこもりの人への支援	ひきこもりの人の居場所づくりや、相談に応じて支援につなげます。	相談体制の整備	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

(3) 生活困窮者対策の推進

生活困窮（社会的孤立・経済的困窮）者の早期発見から、早期支援につなぐ仕組みづくり、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度を適正に運用します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
生活困窮者支援体制の充実	生活困窮者自立支援法による自立相談を行い、生活困窮者の支援を行います。	支援体制の充実	社会福祉課	全市	社会福祉協議会
生活困窮者の早期発見及び支援体制の充実	家賃の滞納状況から生活困窮状況を把握し、福祉部局と連携して支援につなげます。	連携の強化	都市計画課	全市	社会福祉協議会

(4) 犯罪をした人等への社会復帰支援の充実

保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労など必要な支援が受けられるよう連携を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
刑を終えて出所した人への支援	保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。	保護司会、更生保護女性の会の支援	生活安全課	全市	保護司会、更生保護女性の会
地域生活定着支援センターとの連携による支援	支援センターと連携をして、出所後の生活ができるよう支援を行います。	連携の強化	社会福祉課	全市	

(5) 保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク

地域と保健・医療・福祉が連携して、相談体制の充実を図るために、情報交換・意見交換を行うネットワークづくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域総合支援協議会による障がい者相談体制の充実	保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野の関係者が、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行います。定期的・継続的な開催により関係機関のネットワーク強化と協働意識の定着を図ります。	連携の強化	社会福祉課	全市	地域活動団体、基幹相談支援センター、事業者、社会福祉協議会
要保護児童対策地域協議会の実施	要保護児童対策地域協議会において、各関連機関との連携強化を図ります。緊急を要する子どもの虐待については、子ども相談センターに、DV相談に関しては女性相談センターと連携を取りながら対応します。	連携の強化	子育て支援課	全市	地域活動団体

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
ケース会議等を通じた連携・体制づくり	ケース会議等を通じて関係機関の連携を深め、体制が整うように進めていきます。	継続	関係課	全市	
地域ケア会議の充実	ケース検討を通じて多職種連携を行ながら、地域課題を把握し、その後の地域づくり・資源開発に活かせるよう会議を行います。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

(6) 同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）

同じ立場の人同士が対等な立場で話を聞き合うピアカウンセリング相談など、多様な相談ができる体制づくりを検討します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
ピアカウンセリング体制の検討	介護者の集い、ピアカウンセリング、認知症介護者を対象とした認知症カフェなど、多様な相談ができる体制を検討します。	相談体制の検討	社会福祉課 高齢福祉課	全市	地域活動団体、社会福祉協議会

(7) 共生型サービスの推進

人口減少などの地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保できるよう共生型サービスなどを検討します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
事業所に対する支援	共生型サービスを行う事業所の拡充を図るため、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所からの相談に対し、状況に応じ適宜対応します。	新規	社会福祉課 高齢福祉課	全市	事業者

福祉懇談会では、「引きこもりの人がいる」「8050問題」「支援が必要な高齢者が表に出てこない」などの意見がありました。

2. 情報提供の充実

【現状と課題】

地域には、さまざまな生活上の問題を抱え、保健・福祉サービスを必要としている人がいますが、サービスを適切に利用するためには必要な情報の提供が重要です。

市においては、ガイドブックの活用や読みやすい広報紙づくり、ホームページによる情報の発信など、多様なツールで情報発信に努めています。

アンケート結果（市民）において、市の保健・福祉に関する情報を必要とした時があった方は40.4%となっており、そのうち、5.0%の方が「手に入れることができなかった」と回答しています。

今後は、情報の入手先として最も多い広報紙やホームページで、提供する内容の充実を図ると共に新しい提供方法の検討が必要です。

また、地域内の情報が伝わりにくい、などといった指摘もあることから、情報を必要としている人に、正確な情報が確実に伝わるように、情報を整理して発信することが必要です。

【基本方針】

広報紙やホームページ、メールマガジン、社協だよりなどにより、子育て支援、介護予防、障がい者福祉、生きがい・健康づくりなどに関するサービスの、情報提供の充実を図ります。特に、ホームページの更新に努め、利用者にとってわかりやすい情報を発信します。

また、保健事業、各種団体の催し物や会合など、さまざまな機会を活用して保健・福祉に関する情報を提供していきます。

さらに、サービスなどの情報がきめ細かく行き届くよう、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員、福祉委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、や、ボランティア団体、NPOなどの団体及び事業者、医療機関などと連携を図り、福祉に関する情報を提供していきます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 多様な情報の提供

福祉サービスを有効に利用できるよう、市民にとってわかりやすく便利な情報提供に努めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
介護保険及び高齢者福祉サービスの広報活動の充実	ガイドブック・パンフレットなどを作成すると共に、住民や関係団体などに配布し、周知徹底を図ります。	よりわかりやすいガイドブックの作成	高齢福祉課	全市	
遊び場マップの活用	市内の遊園地、広場などの情報を掲載した遊び場マップを作成し、社会福祉課、保健センター、児童館で配布します。	内容の見直し	子育て支援課	全市	
子育て支援総合ガイドブックの作成	子育てに役立つ情報・制度を1冊にまとめ、配布します。また、市内の子育て情報をホームページに掲載します。	内容の見直し更新	子育て支援課	全市	
子育て世帯へのバリアフリー情報提供	市内のバリアフリー情報をまとめ、ホームページに掲載します。	情報提供の充実	子育て支援課	全市	
仕事と子育ての両立のための情報提供	市の広報紙などに情報掲載、ロビー窓口にてパンフレットなどを配布します。また、相談窓口を開設し一人ひとりのニーズに合った情報を提供します。	(市民アンケート) 働きやすいまちだとう思う市民割合増	商工課	全市	事業者、ハローワーク多治見
市ホームページの拡充	サイト内検索機能による効率化及び携帯電話向けサイトの内容を検討します。	携帯電話向けサイトの充実、利用推進	企画政策課	全市	ボランティア団体、NPO
防災・防犯「絆」メール等による市民への防災・防犯情報の提供	「絆」メール等により、市民へ防災・防犯に関する情報提供を行います。	防災・防犯「絆」メールの登録者の増加	生活安全課	全市	ボランティア団体、NPO
母子健康手帳アプリの充実	妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートします。	情報提供の充実	子育て支援課	全市	

(2) 情報の共有化の推進

インターネットのホームページなどを誰もが円滑に利用できるよう、情報活用能力の向上を支援すると共に、地域情報格差の解消を図り、情報の共有化を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
高齢者などの情報弱者の支援	文字サイズ調整機能設置により、見やすさの向上を図ります。またサイト内検索機能による効率化を実施します。 音声による情報提供も活用します。	情報の双方向化の実現	企画政策課	全市	ボランティア団体、NPO
地域情報格差の解消	携帯電話通信網など民間インフラを活用します。	地域情報格差解消のため、民間の通信の利用推進	企画政策課	全市	事業者

(3) 地域の隅々まで福祉に関する情報が流れる仕組みづくり

住民が福祉に関する情報を容易に入手できるようにするために、教室や相談会などの場や民生委員・児童委員などの地域組織を通じて、情報提供の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
関係機関との連携・地域の教室などを通じた情報提供	隨時、広報紙その他ちらし、ポスターなどを作成し、事業啓発します。開催する教室や相談会などの場で、普及啓発します。	継続	高齢福祉課 健康づくり課	全市	
民生委員・児童委員を通じた情報提供	民生委員・児童委員が担当する地域の要支援者に対し、定期的に訪問活動を実施し、福祉に関する情報の提供に努めます。	継続	社会福祉課	小地域地区	地域活動団体

福祉懇談会では、「地域内の情報が伝わりにくい」「個人情報が壁になり活動がしにくい」などの意見がありました。

3. 福祉の人材確保

【現状と課題】

住民主体による地域福祉活動が安定的、継続的に行われるためには、活動の中心となる人材が必要であり、まちづくり団体やPTA、青少年育成団体など、社会貢献に意欲を持つ人々の中に見い出していくことが必要です。特に、次代の地域活動を担う人材として、若い世代に積極的に働き掛け、早い時期から地域福祉活動との関わりをつくるなど、人材の育成に取り組むことも重要です。

市では、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア養成講座などの開催や、ボランティア活動の紹介などに取り組んでいます。

しかし、アンケート（市民）では、ボランティア活動に参加する上で支障になることは、「仕事や家事が忙しく時間がとれない」、「どのような活動があるのかわからない」といった回答が上位にあがっています。今後も市と社会福祉協議会が連携し、ボランティア活動の情報提供や啓発、参加しやすい環境づくりに留意しながら、ボランティア人材の育成支援をしていくことが必要です。

また、高齢者や障がい者を支えていくためには、さまざまな福祉サービスが必要であり、中には高度な知識や技術を必要とするものがあります。現在は専門分野の人材確保においては県などで行う研修、講習会が主体となっています。今後、市としても、専門分野を担う人材に対する研修、講習会などの啓発を行っていくと共に、市独自の人材確保・養成の実施を検討していく必要があります。

【基本方針】

社会福祉協議会と連携し、高齢者、障がい者、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア養成講座やリーダー養成講座の開催を支援します。また、専門分野を担う人材に対して県などで開催されている研修、講習会などの啓発を行うと共に、市においても独自の人材確保の方法を検討します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) ボランティアの育成

各種ボランティア講座の開催を支援し、地域に関わるボランティア活動を担う人材を育成します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
地域のITリーダーやボランティアの育成・確保	地域のITリーダーの育成確保に努め、ボランティアによる各地区まちづくりの情報発信を推進していきます。	全ての地域でのホームページの開設	企画政策課	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO
各種ボランティア講座の支援	ボランティアを育成するために、社会福祉協議会が行う各種ボランティア講座の開催を支援します。	継続	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

(2) シルバーボランティアの育成・支援

シルバーボランティアとしての活動を推進し、意識を高めるための支援を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
シルバーボランティアの育成支援	研修講座を開催するなど、シルバーボランティアとしての活動を推進し、地域で貢献する意識を高めるための活動を支援します。	継続	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

(3) 研修機会などの充実

各種研修への参加推進を図り、福祉関連業務従事者の資質の向上に努めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
各種養成研修への参加推進	障害者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の推進を図ります。	研修機会の各事業所への情報提供の実施	社会福祉課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

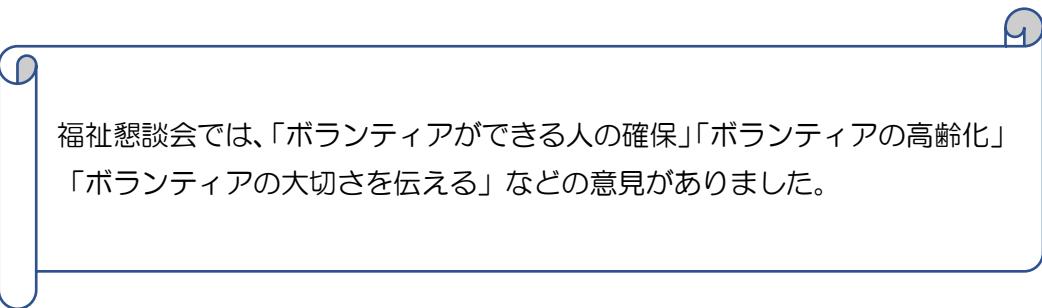
(4) 専門分野の人材確保

福祉分野の多様化に対して、より高度な専門知識や技術、幅広い教養を持つ人材の確保を検討します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
専門分野の人材育成の検討	福祉分野の多様化に対応できる高度で幅広い知識を持つ人材育成を検討する。	事業者との情報交換	社会福祉課	全市	地域活動団体、事業者、社会福祉協議会

(5) 子どもの頃から助け合いの意識を高めるための支援（福祉教育の充実再掲）

1- (4) 再掲



4. サービスの質の向上

【現状と課題】

サービス事業者の自己評価だけでなく、利用者による評価、第三者機関によるサービス評価を行い、結果を公開することで、事業者の意識改革と透明性の高い経営が図られ、サービスの質の向上と共に利用者の満足度が高まることが期待されます。

市では、市内の保育園・幼稚園において外部による福祉サービス第三者評価を実施し、保育の質の向上を心掛けています。

引き続き第三者評価を実施すると共に、今後は評価結果の情報を利用者へ提供していくことが重要です。

【基本方針】

サービス提供事業者が自ら苦情を適切に解決することができる仕組みづくりや、第三者評価の実施に努めると共に、ホームページなどを活用してサービス利用者への情報提供を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 福祉サービス評価事業の推進

利用者が安心して利用できるサービスを確保するため、第三者機関によるサービス評価を実施します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
保育サービス評価事業の実施	市内の保育園・幼児園における保育サービスの質の向上を図るため第三者評価を実施し、その結果をホームページなどで公表します。	市のホームページにおける利用者への情報提供	子育て支援課	全市	事業者

福祉懇談会では、「福祉サービスについてよく分からぬ」などの意見がありました。

5. 権利擁護の推進

【現状と課題】

福祉に関するサービスが、救済的な「措置制度」から利用者自らが選択し利用する「契約制度」（介護保険制度や障害者総合支援制度など）へと大きく変わり、市民一人ひとりの人権が保障され、必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。

また、成年後見制度利用促進計画の策定が求められているほか、児童虐待防止法が改正されるなど、権利擁護の重要性は一層高まっています。

市では、社会福祉協議会やNPO法人東濃成年後見センターとの連携により、日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用支援に努めています。

しかし、アンケート（市民）では、成年後見制度については「初めて聞いた」が2割強に上るなど、認知度は高いとはいえない状況です。

今後も引き続き日常生活自立支援事業などの利用支援を図っていくと共に、成年後見制度の周知を図っていくことが必要です。

【基本方針】

広報紙などにより成年後見制度や日常生活自立支援事業を周知し、必要に応じて制度の利用を支援すると共に、権利擁護に関する制度の普及、浸透を図るため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、情報提供及び対象者の把握や利用推進に取り組みます。

また、成年後見制度利用促進のための中核機関の設置について、東濃圏域で連携して検討を行います。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（1）日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な方に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの援助を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
日常生活自立支援事業の利用推進	社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用推進を図ります。	継続	社会福祉課 高齢福祉課	全市	社会福祉協議会、地域包括支援センター

（2）成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない高齢者・障がい者の財産と権利を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
成年後見制度の利用促進	制度の周知や権利擁護相談、適切な市長申立を行います。また、利用促進基本計画を作成すると共に、国が示す中核機関の設置について東濃5市との協議を継続します。	継続	社会福祉課 高齢福祉課	全市	地域包括支援センター、NPO

(3) 虐待防止の推進

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の防止、早期発見、早期対応できるよう連携体制の強化を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職による相談や指導などの支援を行います。	虐待の早期発見と予防	子育て支援課	全市	
要保護児童対策地域協議会の機能強化	児童虐待・DV 防止対策のため、要保護児童対策地域協議会における調整担当職員の資質向上及び専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みを実施します。	機能強化	子育て支援課	全市	地域活動団体
子ども家庭総合支援拠点の設置	長期化、複雑化する児童虐待事例に対応するため、子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに設置します。	令和4年度までの設置	子育て支援課	全市	
子育て短期支援事業	児童の保護者が出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童養護施設等で養育保護します。	虐待の早期発見と予防	子育て支援課	全市	
児童虐待対策の推進	日ごろから関係機関との情報交換を図り、健康づくり課、子育て支援センター、幼稚園、学校、児童館などあらゆる場面で虐待の早期発見と予防に努めます。	連携強化	子育て支援課 健康づくり課 学校教育課	全市	市民、社会福祉協議会、警察
高齢者虐待対策の推進	高齢者虐待の早期発見、関係機関との連携強化、その他必要な体制の整備に努めます。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター、警察、事業者

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
障がい者虐待対策の推進	市町村虐待防止センターとして障がい者虐待に関する相談・通報に応じ、関係機関と連携しながら対応します。	継続	社会福祉課	全域	事業者、警察
母子保健事業	母子保健事業を通じて要支援家庭の早期発見に努めます。	継続	健康づくり課	全市	

(4) 福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

福祉サービスに関する苦情に適切に対応するため、苦情解決の仕組みの整備を促します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
苦情解決の周知	岐阜県社会福祉協議会に設置される福祉サービス運営適正化委員会の周知を行います。	県社会福祉協議会との連携強化	社会福祉課	全市	社会福祉協議会
<保育園・幼稚園>苦情解決の推進	各保育園・幼稚園に苦情申出窓口を設置し、苦情受付担当者及び第三者委員により苦情解決に努めます。	継続	子育て支援課	地区	市民

福祉懇談会では、「独居の人と連絡がつかない」などの意見がありました。

6. 生活環境の整備

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、誰もが安心して生活できる環境整備が必要です。

市では、瑞浪駅周辺のバリアフリー化などを中心に、人にやさしいまちづくりを推進すると共に、外出支援の充実や住宅環境の整備などを行ってきました。

しかし、地域から通院、買い物が不便、若い人の働く場所がないといった指摘があるほか、アンケート結果（市民）において住み続けたい市にするために整備すべきことについては、「商業施設や観光等に力を入れ働く場を増やす」、「安心できるよう医療を充実させる」、「子育てしやすい街にする」が上位にあげられており、移動手段に加え、就労支援や子育て支援の充実が重視されていることが伺えます。

今後も、高齢者や障がい者などの外出支援として、交通手段の確保及び充実を図ると共に、定住に向けた就労支援や子育て世代への支援充実が必要です。

【基本方針】

高齢者や障がい者など、全ての人にやさしいまち、子育てにやさしいまちを目指し、交通事故を防止し、歩行者の安全を確保するため、引き続き、バリアフリーの視点から道路整備に努めます。また、広報紙などを通じて道路上の障害物・不法占用に対する意識啓発を図ると共に、地域による交通利便性の格差解消など市民の交通利便性の向上に向け、効果的な市内の公共交通施策を検討します。

住環境においては、子どもの活動の場の確保に努めると共に、関連計画の方針に基づき、快適で利用しやすい住宅環境の整備の推進、特にケアホーム、グループホームなど障がい者、高齢者の生活の場の充実を図り、企業誘致等の就労支援と合わせ、定住に向けた生活環境の充実を促進します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（1）人にやさしいまちづくりの推進

より多くの人が安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	施設整備・改修にあたっては、高齢者・障がい者に配慮して行います。	施設の整備、改修に合わせたバリアフリー化の実施	都市計画課	全市	

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
道路の整備	有蓋側溝を整備することにより、道路内の歩行者通行帯の確保を行います。道路改良事業にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、歩道の段差や勾配など設計基準により整備していきます。	道路整備の継続及び橋梁を含む道路構造物の点検整備	土木課	全市	
公園などの整備	市民の憩いの場である都市公園を安全・快適に利用できるようにするため、施設の整備改修に合わせたバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入を検討します。また、遊具等の安全点検を実施します。	都市公園利用者の快適性の向上及び遊具等の安全確保	都市計画課	小地域	
駅周辺の整備	バリアフリー化した瑞浪駅周辺において、引き続き適切な維持管理を行います。	歩行者などの快適性、安全性の確保	都市計画課	小地域	

(2) 子育てにやさしいまちづくりの推進

子どもの遊べる場の確保や、多様な施設の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
幼児園の整備	幼児園の施設整備を実施します。	園児の安全、保育ニーズへの確保	子育て支援課	全市	
子育て支援センター親子教室の実施	保育園に併設する子育て支援センターにおいて、親子教室として、親子遊び・ふれあい体操・講習会などを実施します。	継続	子育て支援課	全市	
幼児園の園庭開放	未就園児とその保護者に園庭を開放します。	継続	子育て支援課	地区	

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
幼保合同活動事業の実施	施設の有効利用及び市民ニーズのために、一つの施設において、保育園児と幼稚園児を合わせた、合同活動を行います。	幼保一体化体制の市民、地域住民、保護者への理解と啓発	学校教育課 子育て支援課	全市	

(3) 外出支援の充実

高齢者・障がい者などに対して移動に関する支援の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
移動支援事業の充実（高齢者）	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、移動支援事業の充実を図ります。	訪問型サービスの検討	高齢福祉課	全市	市民
リフト付福祉タクシー事業の実施	一般車両を利用することが困難な高齢者や重度障がい者がリフト付タクシーを利用できるよう、事業者と委託契約をし、利用料を助成します。	継続	高齢福祉課 社会福祉課	全市	事業者
利用しやすい公共交通の運行	公共交通機関を総合的に見直し高齢者や障がい者にも利用しやすい公共交通体制を整備します。	(市民アンケート) 利用しやすい公共交通体制を整備	商工課	全市	事業者
移動支援事業の充実	屋外での移動が著しく困難な障がい者の外出を支援します。	継続	社会福祉課	全市	事業者
重度心身障がい者（児）福祉タクシー事業の実施	年間24枚のタクシー利用券を交付し、基本料金相当額を助成します。	継続	社会福祉課	全市	

(4) 住宅環境の整備

誰もが安心して住み続けられる住まいづくりや高齢者や障がい者などの生活の場の確保を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
住宅修繕相談の実施	月1回、市役所市民相談室において住宅修繕相談を実施します。	月1回の実施	都市計画課	全市	事業者
障がい者の生活の場の確保	グループホームなどを設置する事業者を支援し、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。	市内のNPOなどへの働き掛けの実施	社会福祉課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者
日中活動の場の確保	一人ひとりの障がい程度に応じ、生活介護、就労支援などの日中活動の場を提供します。	継続	社会福祉課	全市	事業者
住宅改修の推進	障がい者の住環境整備のため、日常生活用具給付事業、障害者いきいき住宅改善助成事業により住宅改修費用を助成します。	継続	社会福祉課	全市	
市営住宅の整備	実施計画に基づき、必要な改善や修繕を行います。	住宅マスター・プラン、市営住宅長寿命化計画の策定	都市計画課	全市	

(5) 就労支援の充実

地場産業の活性化、企業誘致・新規事業の創出の支援により、やりがいを持って働く場の充実を図ります。

また、若者、生活困窮者、障がい者など、それぞれの状況に合った就労支援を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
企業誘致の推進	企業誘致のための情報発信、相談、企業立地奨励金の交付等により、市外企業の市内への進出、定着を促し、市内の雇用促進を図ります。	支援による立地企業数 年間1件	商工課	全市	
高校生の市内就職促進	市内企業を対象とした合同企業説明会の開催や企業ガイドブックを作成し、市内就職促進、職場の定着を図ります。	市内企業への就職者数 増	商工課	全市	市内企業、ハローワーク多治見
若者、生活困窮者、障がい者の就労支援	それぞれの状況に合った支援を行います。	連携の強化	社会福祉課	全市	事業者、ハローワーク多治見

福祉懇談会では、「交通手段が限られる」「通院、買い物が不便」「若い人の働く場所がない」などの意見がありました。

7. 防災・防犯などに備えた体制の整備

【現状と課題】

地震など大規模災害が起きた時、高齢者や障がい者など、避難等の際に援護の必要な人が困らないような対策を講じることが必要です。

市では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、区長などへ配布すると共に、地域が実施する防災訓練や見回り活動などの支援、連合自治会、各地区区長会、まちづくり推進組織を通じた防犯に関する情報提供など、緊急時、災害時における支援体制の充実、防犯対策の推進に努めてきました。

しかし、住民からは災害時に高齢者や障がい者などをどう保護するか、災害時電話以外の通信方法がないなど、防災体制に対する不安の声もあります。

今後は、地域の自主防災組織との連携により、地域の要支援者に対する災害時の個々の支援マニュアルを作成するなど、具体的な支援体制の確立を推進することが必要です。

また、アンケート結果（市民）において、災害時の備えとして重要だと思うことは、「非常食や災害備品の充実」、「危険箇所の把握」、「地域のつながり」が上位にあげられています。避難所や危険箇所、災害警戒区域など、防災に関する最新の情報を発信し、危険箇所の周知と地域の防災意識の啓発を図る必要があります。

さらに、住民による防犯パトロール活動などを支援し、地域の防犯意識を一層高める必要があります

【基本方針】

防災ガイドブックやハザードマップを活用し、防災に関する正しい知識の普及啓発を図ります。幅広い世代の活動参加を推進するため、自治会、まちづくり推進組織などと連携し、地域単位で行う防災訓練、防災研修会などを実施します。特に、一人暮らし高齢者や障がい者、要介護高齢者世帯など避難行動要支援者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害時における支援などを図るため、要支援者の支援体制を充実します。

また、地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯に関する情報提供を通じて、地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 緊急時、災害時に対する支援体制の充実

緊急通報システムや防災ネットワーク、地域における自主防災活動など緊急時、災害時に対する支援体制の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）の設置	健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者などを対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。	継続	高齢福祉課	全市	市民、事業者、民生委員・児童委員
防災知識の普及・啓発	防災ガイドブック、ハザードマップなどを活用して住民の防災意識向上を図ります。	継続	生活安全課 土木課	小地域地区 全市	市民、ボランティア団体、地域活動団体
防災ネットワークの整備	「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生委員・児童委員、区長に配布します。	避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課	小地域地区 全市	地域活動団体
	地域が実施する防災訓練や要配慮者の見回り活動など安心安全活動を支援します。	継続	社会福祉課 生活安全課	小地域地区	市民、地域活動団体
地域の防災リーダー、自主防災組織の育成	地域住民により組織される自主防災組織や防災リーダー・防災士で組織される「みずなみ防災会」の育成を図ります。	地域で活動する防災リーダー、防災士の育成(防災リーダー養成講座の開催)	生活安全課	小地域地区 全市	ボランティア団体、地域活動団体
災害時の避難行動要支援者支援体制の確保	避難行動要支援者支援体制の整備、市内福祉施設との連携を図ります。	避難行動要支援者名簿の整備、災害時の人員配置、対応などの検討、市内福祉施設との連携	社会福祉課	小地域地区 全市	市民、地域活動団体、社会福祉協議会

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
避難所の確保	指定避難所での集団生活が困難な障がい者などに対し、福祉避難所を確保すると共に、医療機関と連携による福祉用具や薬剤などを迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。	災害時の福祉避難所の確保、対応などの検討、市内福祉施設との連携	生活安全課 社会福祉課	全市	社会福祉協議会
防犯・防災、緊急時の支援	防犯・防災面及び災害などの緊急時に各関係機関と連携した支援体制が取れるよう体制を整備します。	災害時など緊急時の支援	生活安全課	地区 全市	市民、事業者
災害ボランティア連絡調整会議開催	災害発生時のボランティアの受け入れ体制を整えるため、連絡調整会議を定期的に開催し、連携体制の強化を図ります。	定期的な開催による連携強化	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

(2) 防犯対策の推進

地域における自主防犯活動や行政、警察などとの連携による防犯対策などを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
交通安全活動の実施	市民が交通事故の被害者・加害者にならないよう交通安全活動を実施します。	継続	生活安全課	全市	ボランティア団体
防犯対策の実施	悪質な犯罪から市民を守るために地域安全推進活動を実施します。	継続	生活安全課	地区 全市	ボランティア団体、地域活動団体
交通安全施設の整備	交通安全対策に配慮した道路のカーブミラー、ガードパイプ、道路区画線などの整備を行います。	年間を通じた要望受け付け	生活安全課	全市	
交通安全教室の開催	市内の保育園、幼稚園、小学校及び高齢者を対象に交通安全教室を開催します。	継続	生活安全課	地区 全市	ボランティア団体、地域活動団体

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
LED防犯灯の整備	従来防犯灯からのLED防犯灯への設置替え及び地域住民からの要望箇所にLED防犯灯を設置します。	継続	生活安全課	小地域地区	地域活動団体
危険防止用資材の支給	自治会の要望を受け、危険防止用資材、看板などの資材を支給します。	継続	生活安全課	小地域地区	地域活動団体
関係団体との提携	生活安全推進のため活動する団体の代表者と警察関係者で協議会を構成し、防犯対策の推進を図ります。	的確な情報提供の実施	生活安全課	全市	地域活動団体

福祉懇談会では、「災害時に高齢者をどう保護するか」「災害時電話以外の通信方法がない」などの意見がありました。

基本目標4　自殺予防のまちづくりを進めよう

～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～

1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

【現状と課題】

我が国における自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高くなっています。近年においては、自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあります。また、2018年における19歳以下の自殺死亡率は2.8で、1978年の統計開始以来最悪となり、憂慮すべき事態が続いている。

本市における自殺者数、平成26年から28年は10名程度でしたが平成29年度が5名、平成30年度は4名と自殺死亡率は近年減少傾向にありますが、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、合わせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進める必要があります。

【基本方針】

地域住民が自殺など深刻な状態につながる兆候に気付いたり、地域の身近な相談窓口では対応できない場合、あるいは、緊急の対応が必要な場合などに、相談の内容に応じて専門機関につなぐ体制づくりを行います。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（1）住民への啓発と周知

自殺防止に向け、こころの健康づくりなどに関する意識啓発や正しい知識の普及を図ると共に、自殺のSOSを気付き、対応できるよう、多様な媒体やさまざまな機会を通じ、情報提供や啓発活動を進めます。

また、専門機関による相談事業の周知を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
こころの健康に関する啓発	保健事業の中でこころの健康に関する啓発を実施していく。	継続	健康づくり課	全市	東濃保健所

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
自殺予防週間を通じた啓発の実施	自殺予防週間に広報を活用した自殺予防対策、こころの健康に関する啓発、相談窓口の周知を行います。	継続	健康づくり課	全市	地域活動団体
子育て支援情報誌発行事業	子育てに関する情報や子育てに関する相談先が掲載されている子育て支援情報誌「にこにこ」を作成し、さまざまな子育て支援サービスや、子育て支援のPRを行います。	継続	子育て支援課	全市	子育て支援関係機関
こころの健康相談事業等の周知	精神科医師、保健所保健師による「こころの健康相談事業や、弁護士と臨床心理士による「法律とこころの相談会」を広報、HP、個別相談等にて周知します。	継続	健康づくり課	全市	東濃保健所、精神科医師

(2) 生きることへの促進要因の支援

自殺リスクの低下に寄与すべく、生活上の困りごとを早期に解決する支援や居場所づくりなど、生きることの促進要因を増やすことにつながる取り組みを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
各種相談からの情報把握と共有体制の整備	健康・福祉・法律等の各課への多様な相談や地域関係機関からあげられる住民からの相談、困りごとを通じて、自殺リスクの高い人等を把握し、個人情報に留意しながら、関係機関の間で共有し、適切な支援へとつなげます。	継続	社会福祉課 健康づくり課	全市	市民、東濃保健所、社会福祉協議会
健康相談	市民を対象に健康管理に関する個別相談を実施します。	継続	健康づくり課	全市	

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
こころの体温計(メンタルヘルスチェック)による相談窓口周知	HP、携帯・スマホから「こころの体温計」を活用して自身で健康チェックをし、相談窓口も確認できる相談窓口も確認できるシステムを周知します。 ・ちらしの配布（赤ちゃん訪問、乳幼児健診時等）・窓口配置。	継続	健康づくり課	全市	
障がい者に関する相談の実施	障がい者の日常生活に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。	継続	社会福祉課	全市	基幹相談支援センター
結婚相談事業	結婚を希望する独身者に対し、誠意を持って相談に応じ、出会いのきっかけを応援、支援します。	月3回開催	子育て支援課	全市	結婚相談員
各分野の会議における自殺対策の推進	虐待やDV、障がい福祉、医療、子育て支援等、自殺の原因との関連性が強い分野における各種会議において、自殺対策の視点を盛り込むと共に、情報共有や連携を図ります。 【具体的な事業】 ・子ども・子育て会議	連携の強化	社会福祉課 子育て支援課	全市	
家庭児童相談	家庭児童相談員による、子育て相談、養育指導、助言等を行い、児童の健全育成につなげます。また、DV相談やひとり親家庭等への自立支援に関する相談も実施しています。	継続	子育て支援課	全市	子ども相談センター
市民相談事業	市民相談窓口の周知に努めると共に、相談しやすい環境を整備します。	継続	生活安全課	全市	

(3) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に関わる関係課、関係機関、市民等が自殺の恐れがある人のサインにいち早く気付き、自殺を防げる対応ができるよう市民や職員等に対してゲートキーパー養成等の研修会、講習会等を開催し、人材育成を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
職員通常研修事業	本人へのメンタルヘルス研修、メンタルタフネス研修によるストレスの対処法や、管理監督者へのハラスメント防止研修等により働きやすい職場環境をつくるための研修を行います。	各研修を毎年1回以上開催	秘書課	職員	
職員健康相談事業	職員のこころとからだの健康管理のため健康相談室を設置し、健康診断の結果やからだの不調についての悩みなどを相談できる体制を取っていきます。	毎月1回相談日を開設	秘書課	職員	
ゲートキーパー養成研修の開催	自殺の恐れがある人を早期に発見し、適切な対応を行えるゲートキーパーの役割を担う人材の研修会を開催します。	年1回実施	社会福祉課 健康づくり課	全市	市民、民生委員・児童委員
関連研修会への積極的参加	自殺対策に関する職員等が研修会に積極的に参加し、資質向上に努めています。	年1回実施	関係各課	全市	
教職員のいじめや虐待対応のための研修実施	教員の諸会議において必要に応じた研修を毎年1回以上実施します。 学校において伝達研修を行います。	毎年1回以上実施	学校教育課	全市	

(4) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなどのさまざまな要因が複雑に関係していることから、これらに適切に対応するため、庁内各部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携を図り、自殺対策に関するネットワークづくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
民生委員・児童委員研修の実施	民生委員児童委員へ研修を通して自殺対策への意識向上を図ります。	専門性の向上	社会福祉課	全市	民生委員児童委員
瑞浪市地域総合支援協議会の開催	福祉・医療・教育・雇用等の障がい福祉関係機関が参集し、地域課題の情報共有、よりよい支援体制づくりに向けた意見交換を行います。	連携の強化	社会福祉課	全市	事業者
要保護児童対策地域協議会	代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、児童虐待、DVなどの事例に対して、情報を共有し、対応します。	連携の強化	子育て支援課	全市	子ども相談センター
関係機関ケース会議の開催と支援	上記以外のケースで対応困難事例が生じた場合に関係課、関係機関が参集し対応策の検討などを協議し継続的に支援していきます。	連携の強化	関係各課	全市	
自殺対策にかかる連携体制づくり	自殺対策に関する庁内各課のネットワークづくりを検討します。	連携の強化	社会福祉課 健康づくり課	全市	

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が命の尊さを学ぶ教育のみならず、困難に直面したり、大きなストレスを抱えた時などに、周囲の大人に助けの声をあげられるよう、SOSの出し方に関する教育等を進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
不登校児童生徒支援	教育支援センターにおいて不登校児童生徒への支援と保護者への相談支援を行います。	継続	学校教育課	全市	
スクールカウンセラー派遣	必要に応じ、岐阜県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請し、学校における教育相談にあたります。	スクールカウンセラーの積極活用	学校教育課	全市	
学級満足度調査	中学校1年生～3年生までの全生徒に、年2回学級の満足度等のアンケートを行い、その中で生徒の心配事などを把握し指導に活用します	年2回以上のアンケート実施	学校教育課	全市	
いじめ110番ダイヤルの設置。	いじめ110番ダイヤル啓発カードを児童生徒に配布し、24時間対応で相談にあたります。	いじめ防止基本計画の見直し	学校教育課	全市	
SOSの出し方についての指導の実施	全ての学校でスクールカウンセラーと共に、学級担任が児童生徒にSOSの出し方について指導します。	各学校、各学年1回実施	学校教育課	全市	

2. 自殺予防に関する3つの重点施策の推進

【現状と課題】

本市における地域の自殺の特徴の上位の3区分の性・年代等の特性と背景にある主な自殺の危機経路を踏まえると、高齢者、生活困窮者、子ども・若者への自殺対策に重点的に取り組む必要があります。

【基本方針】

若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実、自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動、高齢者の健康不安に対する支援など、高齢者、生活困窮者、子ども・若者の自殺リスク低減を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 高齢者への支援強化

シニア世代・高齢者においては、健康面や経済的な不安・悩みを抱えている人が多い傾向があり、孤立・孤独に陥りやすいケースの多いことから、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働き掛けを行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
高齢者やその介護者への相談窓口	高齢者やその介護者の日常生活の困りごとの相談に対し、高齢福祉課及び各地域包括支援センターが対応します。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター
介護予防教室の開催	地域包括支援センターと連携し、介護予防教室を開催し、外出の機会を設けることで、うつ・閉じこもり予防につなげます。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター
高齢者支援事業	高齢者の就労支援や長寿クラブ等に対する活動支援を行い、高齢者の生きがいづくりにつなげます。 ・民間事業者や長寿クラブ等による独り暮らし高齢者に対する見守り活動を支援します。	継続	高齢福祉課	全市	地域包括支援センター、社会福祉協議会

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
認知症対策事業	認知症を正しく理解し、応援者となる認知症サポート養成講座を開催します。	継続	高齢福祉課	全市	
認知症カフェの開催	認知症の人の介護者が社会から孤立しないよう、集いの場として認知症カフェなどの設置を推進し、精神的・肉体的負担軽減を支援します。	継続	高齢福祉課	全市	

(2) 生活困窮者への支援強化

さまざまな背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであること踏まえ、社会的に孤立することがないよう、地域の人々とつなぐ活動や、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へつなぐための関係機関との連携を強化します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している人や、今後困窮する恐れのある人の相談に対応し、状況に応じた支援及び自立した生活（就労）への支援を行います。	連携の強化	社会福祉課	全市	社会福祉協議会
生活保護業務	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に、自立を助長します。また、受世帯の問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	連携の強化	社会福祉課	全市	社会福祉協議会
消費生活相談事業	多重債務による生活困窮者の相談を含む消費生活相談窓口の周知に努めます。また、相談の際には、適切な支援先につなげます。	継続	生活安全課	全市	

(3) 子ども・若者への支援強化

子ども・若者への支援は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要であること、抱える悩みは多様であることなどを踏まえ、ライフステージに応じた取り組みを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
子育て支援情報誌発行事業	子育てに関する情報や子育てに関する相談先が掲載されている子育て支援情報誌「にこにこ」を作成し、さまざまな子育て支援サービスや、子育て支援のPRを行います。	継続	子育て支援課	全市	
妊娠期からの母子保健活動における相談支援	母子健康手帳交付時、相談、健診、教室、訪問等により母親が抱える健康問題を支援します。	継続	健康づくり課	全市	
乳幼児健診、相談時における保健指導の実施	各保健事業で幼少期における健全なからだづくり（生活リズム等）に関する保健指導を実施していきます。	継続	健康づくり課	全市	
結婚相談事業 【再掲】	結婚を希望する独身者に対し、誠意を持って相談に応じ、出会いのきっかけを応援、支援します。	月3回開催	子育て支援課	全市	
多様な子育て支援事業の推進	保護者が安心して子育てできるよう、ファミリーサポートセンター事業や子育てに関する教室等、多様な子育て支援事業を実施します。	継続	子育て支援課	全市	
家庭児童相談 【再掲】	家庭児童相談員による、子育て相談、養育指導、助言等を行い、児童の健全育成につなげます。また、DV相談やひとり親家庭等への自立支援に関する相談も実施します。	継続	子育て支援課	全市	子ども相談センター

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政と共に活動する主な市民・団体など
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職による相談や指導などの支援を行います。	虐待の早期発見と予防	子育て支援課	全市	
若者世代へのこころの体温計と相談窓口等の周知	若い世代の健（検）診、相談、訪問時に「こころの体温計」の紹介や相談窓口を周知し、早期相談や対応へとつなげます。	継続	健康づくり課	全市	
不登校児童生徒支援 【再掲】	教育支援センターにおいて不登校児童生徒への支援と保護者への相談支援を行います。	継続	学校教育課	全市	
スクールカウンセラー派遣 【再掲】	必要に応じ、岐阜県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請し、学校における教育相談にあたります。	スクールカウンセラーの積極活用	学校教育課	全市	
学級満足度調査 【再掲】	中1～中3までの全生徒に、年2回学級の満足度等のアンケートを行い、その中で生徒の心配事などを把握し指導に活用します。	年2回以上のアンケート実施	学校教育課	全市	
いじめ110番ダイヤルの設置。 【再掲】	いじめ110番ダイヤル啓発カードを児童生徒に配布し、24時間対応で相談にあたります。	各いじめ防止基本計画の見直し	学校教育課	全市	
SOS の出し方についての指導の実施 【再掲】	全ての学校でスクールカウンセラーと共に、学級担任が児童生徒にSOSの出し方について指導します。	各学校、各学年1回実施	学校教育課	全市	

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進

1. 参加と協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな団体、組織などと行政が連携して、地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域福祉社会を形成するため、行政をはじめ、地域住民、地域活動団体、ボランティアやNPO、福祉サービス事業者などがそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

また、本計画は、福祉、保健、医療のみならず、教育やまちづくり、協働の推進にも関わる計画であり、福祉分野における基本計画として位置付けられています。そのため、総合計画との整合を図りながら、各分野の計画策定にあたって、地域福祉の視点から積極的に関与し、個別計画との連携を図ると共に、全庁的な連携体制の整備のもと本計画の推進を図ります。

2. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は平成26年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられています。本計画においても、社会福祉協議会は民間の立場で地域福祉活動を推進する中核的な機関として、大きな役割を担うことが期待されています。また、民間としての地域福祉活動を実践する計画として社会福祉協議会で地域福祉活動計画が策定されています。

今後、本計画の実効性を図るため、社会福祉協議会と連携すると共に、社会福祉事業者、関係機関などのネットワークを確立し本計画の推進を図ります。

3. 進行管理方法

本計画の達成には、長い期間を必要としますが、地域福祉の取り組みをより強力に推進するためには、それぞれの連携や協力はもとより、行政自らも、こうした地域での市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、また積極的で主体的な取り組みが継続されるよう、常に支援していく必要があります。

計画の適切な進行管理を進めるために、各所管課において具体的な取り組みの進捗状況について点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて検討していきます。

また、計画の実施状況については、ホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

第2節 計画の普及啓発と実践

地域福祉は、行政、市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者など地域に関わるもの全てが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取り組みと方向性について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を推進していきます。

1. 市民への計画の普及

本計画の内容については、ダイジェスト版やホームページなどにより公表し周知を図ります。

また、より普及を図るため、自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求めていきます。

2. 事業者などへの計画の普及

市内の福祉関係の事業者をはじめ、企業などに対して、本計画の普及啓発を行い、計画の推進のための取り組みを推進します。

3. 地域における計画の推進

地域の実情に応じたきめ細かいサービスを実現するには、行政だけでなく、市民、地域活動団体、NPO、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担いながら協働する必要があります。

市民は、地域で気になることや支援を必要とする人がどこにいるのかなど、地域の状況を誰よりも知っており、困っている時に、助け合える地域関係をつくっていくと共に、地域の問題を自らの問題として受け止められる、地域福祉の担い手であります。声掛けやちょっとした手伝いなど自分が直ぐにでも取り組めることを具体的に考え、地域での集まり、ボランティア活動、各種研修や講座などへ積極的に参加するなど、第一歩を踏み出していくことが期待されます。

地域活動団体や NPO、ボランティア団体は、そのような市民に最も身近な団体であり、市民が活動へ第一歩を踏み出すためのきっかけとなる機会をつくると共に、これらの機会や日ごろの活動を通して、地域の特性や情報を集め、地域の福祉課題の解決に向けた活動を担う核として、さまざまな団体と協力、連携することが望れます。

このため、本計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な取り組みの展開を推進します。

4. 地域福祉推進の基盤づくり

各施策及び事業を推進するにあたって、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取り組みを効果的に進めることが重要です。そこで、地域という視点で施策を横断する形での取り組みを行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

参考資料

瑞浪市地域福祉計画推進委員会規則

平成28年12月26日規則第50号

瑞浪市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附屬機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉サービスを利用する者 3人以内
- (2) 市民代表 3人以内
- (3) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 3人以内
- (4) 福祉関連の業務に従事する者 3人以内
- (5) 地域福祉に関する見識を有する者 3人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、瑞浪市地域福祉計画の策定に関する審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員会開催後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

瑞浪市地域福祉計画推進委員会名簿

区分	団体名	委員氏名
福祉サービスを利用する者	瑞浪市身体障害者福祉協会	小栗 正大
福祉サービスを利用する者	瑞浪市手をつなぐ育成会	山内 浩康
福祉サービスを利用する者	瑞浪市長寿クラブ連合会	鈴木 久夫
市民代表	市民代表（公募）	築山 さつき
市民代表	市民代表（公募）	別府 利子
地域福祉活動を支援する団体に所属する者	瑞浪市民生委員・児童委員協議会	◎足立 賢治
地域福祉活動を支援する団体に所属する者	瑞浪市ボランティア連絡協議会	山口 富子
地域福祉活動を支援する団体に所属する者	NPO法人陶宅老所 いちにのさん	石井 知美
福祉関連の業務に従事する者	社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会	伊藤 明芳
福祉関連の業務に従事する者	県立サニーヒルズみずなみ	岩田 守
福祉関連の業務に従事する者	瑞浪市学童クラブ連絡協議会	小池 誠
見識を有する者	瑞浪市連合自治会	○田中 定
見識を有する者	東濃保健所	道添 尚子
見識を有する者	土岐医師会	江口 研

◎委員長 ○副委員長

計画策定の経緯

年月日	内容	
平成30年 12月27日	第1回 瑞浪市地域福祉計画 ワーキング委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートについて ・アンケートの内容について
平成31年 2月26日～ 3月15日	アンケート調査※	20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人と中学2年生300人
令和元年 6月20日	第1回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、委員長及び副委員長の選出 ・第4期地域福祉計画の概要 ・アンケート調査結果報告
7月24日～ 8月7日	福祉懇談会	市内8地区(①日吉地区 ②大湫地区 ③釜戸地区④瑞浪地区 ⑤明世地区 ⑥稻津地区 ⑦土岐地区⑧陶地区)
9月1日～ 9月25日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会 ・瑞浪市学童クラブ連絡協議会 ・瑞浪市子ども会連合会 ・瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと親の会 ・瑞浪市長寿クラブ連合会 ・社会福祉協議会支部連絡協議会 ・瑞浪市手をつなぐ育成会 ・瑞浪市民生委員・児童委員協議会 ・瑞浪市身体障害者福祉協会 ・レインボーハート (16～20歳くらいの障がい児の母親)
10月3日	第2回 瑞浪市地域福祉計画 ワーキング委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・第3期地域福祉計画達成状況調査結果報告書について
10月7日	第2回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉懇談会の結果について ・団体ヒアリングの結果について ・第3期地域福祉計画達成状況について
11月28日	第3回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期地域福祉計画骨子案について
令和2年 1月10日	第4回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期瑞浪市地域福祉計画（素案）について
2月3日～ 2月28日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・提出意見なし
3月12日	第5回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期瑞浪市地域福祉計画（案）について ・パブリックコメントの報告について

※アンケート調査結果の詳細は市のホームページで公表していますので、ご参照ください。

パブリックコメント結果

募集期間	令和2年2月3日（月）～2月28日（金）
アクセス数	28件
意見提出者	0人
意見数	0件

語句説明

(ア行)

【いきいきサロン】

同じ地域に住む高齢者や子育て中の若い世代の人たちなどが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる場所をつくっていく活動のことをいいます。サロンは、地域住民の自由な自主活動として、同じ地域住民である当事者（高齢者など）とボランティアが協働で企画・運営しています。少人数の参加者が公民館や集会所などの身近な場所に集まり、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」すごせる場をつくろうと、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなどのさまざまな活動を実施しています。

【NPO】

民間非営利組織、Non Profit Organization の頭文字をとったものです。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織です。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

(サ行)

【自主防災組織】

災害時に住民が地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るという自発的意思に基づき結成された組織のことをいいます。

【市民活動】

営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする公益性を有する活動のことです。活動の形態としては、コミュニティ活動（自治会などの地縁組織活動）、ボランティア活動（基本的には個人の自発的な意志に基づく活動）、NPO活動（一定の規模を備えた組織的な活動）に大きく分類されます。

【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のことです。

【主任児童委員】

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。

その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整などを行ったり、また、区域を担当する児童委員と一緒に活動や必要な援助・協力をしています。

【障害者総合支援法】

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスを分かりやすく利用できるようなサービスの一元化を図るとともに、障がいのある方に対して身近な市町村が責任を持ってサービスを提供する体制の確立、サービスを利用する方が、サービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスの充実を図っていくことなどを定めた法律です。

【生活困窮者自立支援法】

生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業の必須事業とその他地域の実情に応じて実施する任意事業を行い、自立の促進を図ることを定めた法律です。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な方を保護し支援することをいいます。

（タ行）

【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護など、複数のケアが同時期に発生する状態のことです。

【ドメスティック・バイオレンス=DV：domestic violence】

配偶者など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手を傷つける精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、嫌がっている相手に性的行為を強要するなどの性的暴力なども含みます。

【地域包括支援センター】

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などの支援をしています。また、「要支援1」「要支援2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っています。

(ナ行)

【日常生活自立支援事業】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理、書類の預かりサービス、福祉サービスの利用援助などを行う事業のことです。

(ハ行)

【8050問題】

親の高齢化、ひきこもりの長期高年齢化などに伴い、親が80代、子が50代を迎える、親子が社会から孤立する問題のことです。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することをいいます。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会をめざすことをいいます。

【福祉委員】

福祉委員は、自治会の推薦により、社会福祉協議会が委嘱して活動しています。自治会や民生委員・児童委員などと連携をとり、地域で援助を必要とする本人やその家族を見守るとともに、地域の社会福祉活動に積極的に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための地域環境づくりを行います。

【放課後児童クラブ】

保護者が労働などの事情により、扈間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育のことです。

【ボランティア活動】

一般的に、自発的な意思に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力などを他人や社会のために提供する活動のことです。

【ボランティア・市民活動センター】

市民のボランティア活動への参加促進を図るため、ボランティアに関する各種相談、登録、受給調整や情報提供を行います。また、活動資材や活動スペースの貸し出しありも行います。設置主体は社会福祉協議会です。

(マ行)

【民生委員・児童委員】

民生委員は、民生委員法に基づいて、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されます。社会奉仕の精神を持ちながら、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねています。地域の児童やひとり暮らし高齢者などの生活状態を把握して必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービス提供者との連絡調整を行います。

(ヤ行)

【ユニバーサルデザイン：universal design】

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できる

だけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていくこうという考え方のことをいいます。

瑞浪市 瑞浪市民生部 社会福祉課
〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町 1-1
TEL : 0572-68-2111
E - MAIL : fukushi@city.mizunami.lg.jp

